

出席議員(18名)

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	齋藤 良美 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第3号)

平成30年12月5日(水曜日) 午前9時30分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 森 裕樹 議員
- (2) 安藤 義憲 議員
- (3) 佐々木 裕子 議員
- (4) 有賀 光子 議員
- (5) 広沢 真 議員
- (6) 平間 幸弘 議員

第 3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において4番平間幸弘君、5番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

1番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔1番 森 裕樹君 登壇〕

○1番（森 裕樹君） おはようございます。

1番森裕樹です。大綱1問質問させていただきます。

1、本町の病児保育事業への取り組みは。

共働き世帯、核家族化の増加に伴い、子どもを保育所や幼稚園、小規模保育などに入所、入園させたいという希望は、ご承知のとおり全国的に高まっています。その中で、本町も少しずつですが、着実に待機児童の解消に前進しているように思います。しかしながら、少子高齢化が急速に進む中、共働き世帯が安心して子育てできる環境を整えることは、町として確実に取り組まないといけない喫緊の課題であり、就労と育児の両立を支援し、住みよい町にしていくことが求められていると考えます。

働きながら子育てをしている親の悩みとして、子どもが病気にかかった際に、自宅での保育

が困難になるという問題が挙げられます。保育所や幼稚園といった集団生活の中では、インフルエンザや水ぼうそう、風邪といったウイルス感染が起こりやすく、発症してようやく治癒しても、また別の感染症にかかるといったことが頻繁に起こります。病気によっては、出席停止期間が長くとられているものもあり、共働きの親にとってその間ずっと仕事を休むということは、非常に困難なことです。

この問題を解決する事業として、病児保育支援事業というものがあります。国も「病児保育事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用し、推進しています。病児保育とは、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難になったとき、病院や保育所等において一時的に保育するほか、保育中に体調が悪くなってしまった児童への緊急対応を行うといった事業です。

そこで伺います。

1) 本町で病児保育事業を行っている事業所はありますか。

2) これまでに、本町では住民から病児保育を行っているかという問い合わせはありましたか。

3) 本町の今までの病児保育希望者への対応と支援は。

以上質問させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森裕樹議員に答える前に、議長のお許しが得られれば、若干情報提供をさせていただきたいというふうに思うんですが、エアコンの関係なんですが、よろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） どうぞ。

○町長（滝口 茂君） どうぞということでございます。昨日、エアコンの内示がございました。柴田町は、219教室、普通教室125、特別教室89、管理教室が5、合計219要求しておりましたが、おかげさまで管理教室5教室がつかみませんでした。214カ所内示を受けたということでございます。

それで、あすの補正予算でございますが、6,828万7,000円で補正予算を組んでおりますが、金額としては1億3,780万9,000円ということで、補正予算を超える6,952万2,000円が増額で来たということになりますので、改めて再補正予算を組むということになりますし、今年度の借金6,900万円しなくてよかったということでございますので、森議員大変申しわけないんです

が、ご報告をさせていただきました。

それでは、森裕樹議員の病児保育の関係で3点ございます。説明をしてみたいです。

1点目、一昨日森淑子議員にもお答えしましたように、柴田町では現在のところ事業を実施するに当たっての課題が多く、病児保育事業の実施に至っておりません。病児保育事業を実施するためには、看護師や准看護師、保健師または助産師、及び保育士の配置が義務づけられております。また、病児対応型・病後児対応型を実施するには、静養または隔離機能を持つ専用スペースの確保、緊急時に児童を受け入れてもらうための協力、医療機関の選定など、医療機関との密接な連携体制を構築しなければならないとされております。

宮城県内では、14の市町が病児保育事業を実施しており、病児対応型は5つの市町村で全て小児科医院などの医療機関へ委託となっております。残りの9市町につきましては、病後児対応型を実施しておりますが、保育所内の設置や医療機関への委託など運営形態はまちまちでございます。

町としても、運営形態も医療機関への委託や、保育所内への設置などが模索されますが、今回改めて町内の医療機関に病児保育事業の実施の可能性について伺ってみました。院内専用スペースの確保や人員の確保など、現状では非常に難しいとの回答でございました。また、保育所においても現状では、専用スペースの確保が難しい状況でございます。病児保育事業については、病児対応型や病後児対応型などの、どのタイプを実施するのか、設置場所や運営形態、財源の確保などさまざまな課題がございますので、平成32年度から平成36年度までを計画年度とする第2期子ども・子育て支援事業計画策定の中で、改めて事業実施の可能性について検討をしてみたいです。

2点目。町の政策や、町長に対する住民からの意見、要望等を今後の町政運営に生かすため実施している町長へのメッセージでは、平成25年度に1件、そして今年度1件の要望が寄せられております。

いずれの意見も病児保育があれば、保護者特に母親が仕事を休まずに済み、もっと女性が働きやすくなるのではないかというご意見でした。また、電話による問い合わせが今年度1件ございました。県外から柴田町への転入予定者からの問い合わせで、子どもが体調不良となった場合、柴田町では預かってもらえる施設はあるかという内容でした。ほかには、直接小規模保育施設に足を骨折した児童の保護者より預けられるかという相談があったと報告を受けております。

なお、保育所や放課後児童クラブに入所する児童について、保護者から体調不良となった児童を保護者の勤務等の都合で預かってもらいたいという要望については、職員に確認をしましたが、これまでのところないとの報告を受けております。

仙南2市7町の病児保育事業の実施状況について確認しましたが、1市2町が公立保育所や認定こども園内で病後児対応型を実施しております。しかし、いずれも年間の利用者が10人以下の一桁台となっているようですので、実施を検討する際には利用ニーズの数の見きわめも必要であると考えております。

3点目、2点目でお答えしたとおり、保育所の入所児童の保護者から体調不良となった児童を保護者の勤務等の都合で預かってもらいたいという要望は、これまでのところないため、病児保育事業の体調不良時対応型のケース、つまり保育中に体調不良となった児童への保育所での対応についてお答えをいたします。

保育所では、子どもたちが集団の中で接触しながら、長時間を過ごすことから、特に感染症の広がりを最小限に抑えるため、厚生労働省が提示しておりますガイドラインをもとに、保護者に対して「感染症 症状とその対策のめやす」というマニュアルを配布しております。このマニュアルでは、発熱時や下痢、嘔吐、発疹等の症状別に保育所への登所を控えるのが望ましい場合や、保育中に発症したときに保護者へ連絡し、迎えにきてもらう場合などについて具体的に示し、職員と保護者が情報を共有しながら、予防方法や注意すべき症状を理解し、医療機関での早期診断、早期治療に向けてご理解とご協力をいただいております。

また、保護者がすぐに迎えに来られない場合もありますので、緊急性が余らないと判断した場合は、児童の症状を見守り、安静にしながら保護者の迎えを待つといった保護者の勤務状況に応じた対応も行っております。なお、緊急性を伴う症状であると判断した場合は、救急車を呼び、医療機関へ搬送する措置となりますが、持病をお持ちの児童については、保護者と保育所間でかかりつけ医やその症状への対応など、情報を共有し、対応させていただいているところでございます。保護者の方々には、仕事の調整など大変かとは存じますが、現在の対応については保護者とその職場のご理解とご協力が得られているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ご答弁ありがとうございます。まず、先日森淑子議員と通告内容がほぼ一緒というところもありまして、重複しないようなるべく質問させていただきたいというふうに思っております。

まず、病児保育事業実施要綱によりますと、先ほども申しましたが、共働きが多い今の社会ですけれども、その部分に対する子どもが病気になった部分へのカバーというような事業になるかと思います。という、本町のまず核家族世帯の数などわかれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 申しわけございませんけれども、その数は今持ち合わせてございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 先ほど町長答弁にもございましたが、事業委託できる医療機関、保育所等に問い合わせたところだったんですけれども、大体何件くらい問い合わせたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 町内にあります小児科医というようなことで確認をさせていただきました。ですから、1カ所ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。1カ所、病院、小児科ですかね。1カ所だけではなく、その病院をやっている医療機関ですか、なるべくこっちからアプローチかけないと、手を挙げてくれるということはなかなか難しいかと思しますので、1カ所だけではなく町内にある病院に積極的に問い合わせ等をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） まずは、子どもがかかるということですので、一番最初は小児科医というようなことで、そちらのほうを当たらせていただきました。今後、その医師団とかそういった形で会議があった場合に、私どものほうで出向きまして、そういったところでお話をさせていただく機会をつくらせていただければということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） やはり小児科だけでなく、一般的な内科医さんなんかでも可能性というものはあるかと思しますので、模索していただければありがたいというふうに思います。

問い合わせ1カ所でちょっと実際は難しいというような回答をいただいたということなんですけれども、なぜ病児保育事業に対して、民間というか医療機関はちょっと消極的なんだと思いますでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） こちらのほうにつきましては、森淑子議員さんの質問のほうでもお答えさせていただきました。病児、病後児保育をする場合に、どうしても感染症の問題とかがありまして、隔離できる専用スペースが必要だということになります。そういったことと、さらに看護師さんということの配置になりますので、そういった人員確保、そういったものを含めて、今は非常に難しい状況にあるということで、お話をいただいているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 1番（森 裕樹君） なかなか条件が難しいというのが現状なのかもわかりません。粘るといったらちょっと言葉悪いですけども、積極的に行っていっていただければと思います。
- 先日、森淑子議員の質問の中にも、答弁の中にもありましたが、保育中に子どもが発病したことによって、保育所へ保護者が子どもを迎えに来た年間の延べ人数が347件という答弁がございましたが、これは町立の保育所で調査した件数ということでしたが、町内にはほかに私立幼稚園と小規模保育などの事業所がありますので、憶測ですけども、そういった保育機関を含めるとさらに件数はふえると考えますが、いかがでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今回調べさせていただきましたのは、町内の3保育所ということで、小規模保育施設のほうにつきましては、また改めてデータのほうをとらせていただきたいと思います。今現在のところそこまでは調べておりませんでした。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 1番（森 裕樹君） やはり保育所だけの数字なんですよ。小学校等もちろん入ってくる件数もふえていくというふうに思いますので、やはり体調不良を訴える子どもですから、小学校まで混ぜると相当の件数になっていくのではないかなというふうに思います。病後児保育施設のほかの市町村の実績が年間10件前後平均するとですけども、そういう答弁が先ほどございましたが、逆に実績が多い市町村の延べ件数というか、一番多い市町村は何件ぐらい利用があったでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 県内14の市町全てを調査したわけではございませんが、近隣の市町ということとございますと、岩沼市さんの場合、こちらのほうは病院のほうでやられている病後児保育事業になりますけれども、年間200人ということで、情報のほういただいております。

ります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 岩沼市では年間200人利用しているというふうな実績もございます。これでは、やはり利用している、利用していないというのがちょっと大分差があるかと思うんですね。恐らくなんですけれども、ちょっと分けて考えますと、病児保育と病後児保育、これが大分利用の頻度を大分広げているのかなというふうに思います。ちなみに岩沼市で行っているのは、病児保育になりますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 病児、病後児保育になります。やはり病院のほうでやられているということで、その病児、回復に至らない状況であってもお医者さんがついているというように、安心して多分お願いできるのかなということで、そういう実績になっているのかなという考えでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 病児と病後児保育と名前は似ていますが、大分ちょっと意味合いが変わってくるのではないかなというふうに個人的には考えておるんですけれども、病後児と病児の大きな違いというのは病児というのは、病院でやっていることが多いと。病後児というのは、病院でやっている件数もあるんでしょうけれども、主には保育所などが行っている事業になっていくかと思うんですけれども、子どもの病気というのは、前ぶれもなく朝起きたらなっていたというような、突然病気になっていたということが多いかと思うんですけれども、そういったときに仕事を休むという選択をとらなきゃならないというのがまず親の重荷になるというか、自分の子育てですからそんな重荷という言葉もちょっとおかしいのかもわからないんですけれども、仕事をやっているに当たって急に休むことも難しい、休むためには前の日から例えば段取りして、引き継ぎなどしてとかというふうに段取りよく休めるという状況であればいいのかもわかりませんが、休むということが会社にとってもマイナスになるというのが大きく、それがプレッシャーになってなかなか言いにくくて仕事をやめましたとか、パートにしましたとか、パートやめましたとか、そういう話になっていくのかなというふうに思うんですけれども、それを考えると病後保育というよりも、病児保育というところにちょっと重きを置きまして、優先的に実施していくことが大事なのかなというふうに思うんですけれども、そこでちょっと聞きたいんですけれども、病後児保育のみを行っている自治体の利用件数が少ないのはなぜだと思われませんか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 病後児保育ということで、この辺仙南2市7町では1市2町で行われているわけですが……、申しわけございません。申しわけございませんでした。やはり、まずは病児中であればそのお医者さんにかかって、親が休むと、その継続でこの辺であればまだ親がそのまま心配だから見ていただけるといことの方が多いのかなということ、実際そちらのほうの施設のほうを利用するのが少ない状態なのかなということでの判断はしているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 1番（森 裕樹君） 病後児保育が少ないという理由というのが、子どもの病気の大半は風邪が多いんじゃないかなというふうに思います。突然熱が上がった場合でも、熱が下がって元気になれば、保育園や学校に行けるようになりますが、その場合に有効なのが要するに病児保育になってくると思うんですね。それに対して、病気の回復期に利用するのが病後児保育になります。病後児保育というものは、病気が回復していてもまだ完治していないというふうに思われている子ども、いわゆる伝染病ですよ。伝染病にかかった子どもが利用の対象になる場合が多いのではないかなというふうに考えるんですけれども、伝染病がはやる季節以外では、利用件数が少なくなるのも納得できるのかなというふうに思います。

伝染病というのは、主にインフルエンザなんかは例えばですけれども、熱が3日ぐらい出て、その後熱が下がって2日間、3日間を様子見るというようなのが一般的な、熱が下がった後に見てもらえるのが病後児で、例えば水ぼうそうなんかもそれになってくるのかなと。水ぼうそうに関して、私のことであれなんですけれども、子どもが通っていた幼稚園では、症状が治まりました、いつごろから幼稚園に通えますかというところの規定が、かさぶたが全部落ちるまでと。かさぶたが全部落ちるまでお母さん、お父さんは仕事を休まなきゃならないというような状況に陥っているという状況なんです。働いている者にとって子どもを病院に連れていった後に預けて、例えば遅刻になっても会社を休まずに出勤することがどれだけ会社にとっても本人にとっても、重要なことなのかというところをもう1回ちょっと考えていただいて、休むための段取りというのをどこの会社でもしなきゃいけないと思うんです。突然休まれるというのは、困ると。でも、休みはしないと。病児保育に預けて朝病院に行って見てもらって、病児保育に預けて遅刻してでも出勤すると。次の日、もし様子を見ながら、もしかしたら休む可能性があるかもしれないといって、会社での段取りを進めて、次の日に備えるというような、要するに働く親にとっても大分重圧というのが解放されると、そういった意味でも病児保育とい

うのは重要なのかなというふうに思っております。柴田町の子育て支援事業計画にも、これです、27年に制定したものなんですけれども、この一番最後のページに仕事と家庭が両立できる町というふうにうたっています。その中に男女共同参画社会の推進を掲げており、仕事と家庭が両立できる町を目指し、これからの時代に即した体制を整えていくことが重要だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） その計画のほうに載せさせていただいていますとおり、大切なことであるということで、ただ今回森淑子議員さんのほうにもお答えさせていただきましたけれども、当初31年度で事業を実施するよというようなことでの計画を載せさせていただいたんですけれども、それが検証とかそういったことの中で課題も多くありまして、その計画期間内中ではちょっと難しいということで、今回計画を見直しさせていただきました、また改めまして32年度からスタートします第2期子ども・子育て支援事業計画のほうに策定の中で意見をいただきながら、そちらのほうに計画をまた盛り込んでいきたいということで考えているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 1番（森 裕樹君） 今ご答弁にありました第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画を策定しているということでしたが、この病児保育事業はちょっと一步踏み込むんですけれども、どのように盛り込んでいく方向でしょうか、今の段階で結構です。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今ちょうど策定に入っておりまして、ニーズ量調査ということで、森淑子議員さんのほうにもお答えしましたけれども、お願いをしている最中です。12月10日までに記入していただいて、それを回収させていただきました、年度内中にはそういった形でニーズ量が固まってまいります。そういったものも含めまして、子ども・子育て会議がございまして、そちらの中でまたご検討いただきながら、その計画の中に盛り込んでいきたいということで考えているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 1番（森 裕樹君） 今アンケートをとっているということだったんですけれども、森淑子議員もそうですし、私も子育て世代の1人としてなんですけれども、やはりこういう声多いです、実際。そのアンケート結果というのももちろん重要なことだと思うんですけれども、一般質問こうやって2人出てくるということは、それなりの声が上がっているというふうに受けとめ

ていただきまして、早期に事業実施できるように前向きに進めていただけますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、こちらの事業を実施するにはいろいろと課題もございます。そちらのほうを一つ一つ確認をしながら、解決をしながら、そういったことで取り組んでいければというようなことで、その第2期計画のほうに盛り込んでいきたいということで考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） やはり病児・病後児保育、そのほかにもやっぱり4種類のやり方あるんですけども、この本町に合ったやり方、そしてやってもニーズがなければ意味がないので、柴田町に合ったちゃんとやるからには、ちゃんと利用していただくシステムというふうなものしっかりと構築していく必要というのがあるのではないかなと思いますので、ぜひ第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画にしっかりと盛り込んでいただき、早期実現できるようにお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて1番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

次に、3番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔3番 安藤義憲君 登壇〕

○3番（安藤義憲君） 3番安藤義憲です。1問質問させていただきます。

質問に入ります前に、ただいま町長よりエアコンの件につき、214の教室が内示を受けたということで、速やかにエアコンが設置されるようになったというふうに厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。さて、質問でございます。

1、SNSのいじめから児童生徒を守るための対策は。

ことし5月17日に槻木中学校において、インターネットでの人権侵害に対する知識を深め、いじめなどの発生を抑制することを目的とした、SNS安全教室が開催されました。東北福祉大学の講師から「相手の状況と気持ちを想像する力、自分の状況と気持ちを適切に見きわめる力、情報技術の知識が必要」との話があったことが、広報しばたに載っていました。

以前、いじめに関してSNSによる通報をお願いしているという事例があるとの話を出しました。そのときはSNSというものの利用に対しては疑問を感じると話をしました。それは、SNSを利用する頻度が多過ぎると、集中するものが偏ってしまい、身体的、精神的に負担がかかることなどが考えられること、また相手の顔が見えないことにより言葉に歯どめがかからなかったり、また文言に幼稚さが見られたりすることなどの理由から、疑問を呈したものでし

た。

しかしながら、世間一般ではインターネット、SNSが流布して、歯どめがきかないのが現状です。周りを見渡しても、大人が、暇を持て余しているかのごとく、四六時中スマートフォンをさわっている姿をよく見かけます。また、6月15日のお知らせ版には「SNSを利用したトラブルに注意」という見出しで、注意喚起の記事が載っていました。世界保健機構（WHO）がゲームのやり過ぎやスマートフォン、タブレットによる「ゲーム障害」を疾病の1つとして認定しています。このように、スマートフォンや携帯電話などは便利ではありますが、危険性もあることを私たちは認識すべきであります。

ことし10月に公表された、いじめ認知件数が、京都府、宮崎県に次いで宮城県が3番目に多く、パソコン、携帯電話などによる誹謗中傷が多かったとの記事がありました。町内の小中学校でも、いじめがあとを絶ちません。これからもインターネットを初め携帯電話、スマートフォン、SNSによるいじめがふえていくと思われることから、児童生徒には適切な指導が求められています。

そこで伺います。

- 1) 本年10月末におけるいじめの件数、また昨年の同期と比べるとどうなっていますか。
- 2) スマートホンや携帯電話での誹謗中傷、いじめを把握していますか。
- 3) スマートホンや携帯電話によるいじめに対して、どのような対応をしていますか。
- 4) SNS安全教室は、町内全小中学校において開催されたと思います。安全教室を受けた児童生徒の反応は。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 安藤義憲議員の大綱1問、SNSのいじめについてお答えします。4点ございました。

1点目、今年度の10月までのいじめ件数についてです。今年度の10月末現在のいじめの認知件数は、小学校では6件、中学校では4件で、合計10件となります。昨年度の10月末時点での件数と比較してみますと、昨年度は小学校が17件、中学校では15件でしたので、小学校、中学校ともに11件ずつ減少し、合わせて22件減少しております。

昨年度からいじめゼロ運動を「いじめ見逃しゼロ運動」に変更して、からかいなど軽微な事案であってもいじめとして訴えがあった場合には、いじめとしてとして認知したことにより、

昨年度のいじめの認知件数は増加しましたが、学校が組織的に迅速に対応するよう努めてきていることにより、いじめ問題に対する意識が高まり、今年度の減少につながったものと思っております。

また、いじめに関わった児童生徒の関係修復に向けては、3か月間継続して見守りや指導を行っております。今後もいじめの解消に向けて家庭や関係機関の協力を得ながら、学校が組織的に迅速に対応することができるよう支援してまいります。

2点目と3点目はスマートフォンなどによるいじめの把握と対応について一括してお答えします。今年度の10月末時点でのスマートフォンなどSNSでの誹謗中傷のいじめ件数は、中学校で2件です。1件はLINEを使って本人の許可なしに画像を入手し、友人に転送したもので、もう1件はTwitter上の掲示板への匿名での悪口の投稿です。

学校ではネット上のいじめについても決して許されるものではないということについて粘り強く指導を行ってきております。しかし、学校内で発生するいじめとは違い、事実の確認や原因の把握が困難だったりするため、今後も大河原警察署などの助言や支援をいただきながら、個別の事例に応じて学校が十分な配慮のもとでの指導を行うことができるよう支援してまいります。

4点目、SNS安全教室についてです。今年度のSNS安全教室は、大河原人権啓発活動地域ネットワーク協議会の協力をいただき、町内3中学校で開催しました。インターネットを利用した人権侵害に対する正しい理解を深め、ネットいじめなどの被害の発生を抑制し、人権尊重思想の普及啓発を図ることを目的としたものです。講義だけではなく、中学生のSNSの交換日記の具体的な書き込みを事例としてワークショップ形式で話し合う場も設定していただきました。事例を交えての内容であったので、携帯電話を持っていない生徒やLINEをしたことがない生徒たちも対処法や注意すべきことを学ぶ機会となったと聞いております。

また、小中学校においては、SNS安全教室以外にも毎年子どものメディア利用に関する指導を行っております。メディア利用に関する指導は、教職員による指導だけでは十分な効果が期待されるものではありませんので、大河原警察署生活安全課など外部機関に協力を依頼して、携帯スマホ安全教室などを開催し、情報機器の利便性と危険性について学ぶ機会を設けてきております。

また、本町では児童生徒がスマートフォンなどの適切な使い方を身につけるために、学校と家庭とが連携して児童生徒と家族が話し合い、携帯電話やゲーム機、テレビ視聴のあり方などについて使い方のルールを決める「わが家のルールづくり」の取り組みを進めているところで

ございます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 安藤義憲君、再質問ありますか、どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

いじめの件数が昨年から比べると、22件減ってきていると、それはただいま答弁いただいたように、学校内での意識の向上、先生たちの対応という結果がそういう形になってきているということで、大変うれしい限りというか、喜ばしい限りでありますけれども、それでも10件余りのいじめがあるということでもあります。ゼロにするというのはなかなか難しいものと思っておりますけれども、やはり地域を含む全体でのいじめというものの認識を訴えなければ、子ども自身、いじめの子ども自身にも心に訴えることができないんじゃないかなというふうな思いであります。いかがでございましょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校のほうでもやはりからかいとか、またはふざけたような対応も相手が嫌がることは、それはいじめに当たるといことでの指導を従来から継続をしてきております。児童生徒もそういう意味では、相手のことを思いやる、そういう気持ちがいじめを生まないということが児童生徒にもその辺は確実に認知されてきているのかとは思いますが、今後も相手を思いやる、また自分のことも考えてということで、いじめをなくしていく形で進めていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（安藤義憲君） いじめの中のSNSというものに対しては、今2件中学校であったということでございます。1つ画像、無断での送信というんでしょうか、あとTwitterでの言葉の流れといじめなんでしょうか、というものがあつたと。Twitter、SNS、LINEというものに対しての事柄でございますけれども、昨年、いじめの件数が41万4,378件という全国での件数であり、そのうちSNSなどによるいじめの件数が1万2,632件もありました。という数字が公表されているところでありますが、陰湿で相手の顔が見えないのがSNSなどによるいじめであります。そのメール、相手の顔見て言えますか、ご承知と思いますが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 申しわけない、今のそのメールの使い方に関しての標語かとは思いますが、ちょっとそれはどこからのとは私のほうではちょっと確認しておりません、すみ

ません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 実は、平成29年度の社明推進、社会を明るくする推進運動というものでありましょか。ここにしおりの中に記されていた標語なんですよ。社会を明るくする推進運動だろうと思うんですが、そこにそのメール、相手の顔見て言えますかというのが、この標語をつくったのが槻木中学生なんであります。中学生がこういうふうなことを事実として真剣に受けとめている、そのことがこういう標語として形になってあらわれているというふうに、これは学校の先生たちの指導の結果、教育委員会としてそういうふうなことを指導すべきということで、結果がこういうふうな言葉であらわれてきた、文言としてあらわれてきたんじゃないかなと思います。

その標語に対して、その言葉に対して大人としてどう感じましょか、いかがでしょか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 失礼しました。人権のほうの標語に関しては、町内中学校3校から出ておったと思います。今中学校の現場において生徒たちの携帯、スマートフォンの普及率というのが拡大してきていることは確かでございます、中学において生徒たち、連絡手段が携帯、スマホ、そういうところでのラインなりメールというふうになってきているということが、現状がまず子どもたちの中からも自分たちのほうで児童生徒も認識しているのかなと思います。ですので、学校のほうでも口で言ったり、からかったりということと同じように、そういうものを使っても、書いた言葉、入力した言葉もそういうこともいじめに当たるよということでの指導がされておりますので、児童生徒においてもそういう認識が広がっているということかと思ひます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 私、この言葉を見まして、読んで、人間として素直な言葉の発露として、受けとめ、言い得て妙、すばらしい標語と私は感じ入ったんであります。こういう子どもの心を壊さない、学校生活を送らせたいなと思ひているところでござひますが、子どもの教育、育てるということは、学校であり、教師であり、生徒であり、保護者だけではなく、社会全体として育てていかなければならないということでないかと思ひております。教育長いかがでしょか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 今議員がおっしゃったことは、教育基本法にも示されていることでご

ざいますので、学校だけではなくて、家庭、それから社会と連携しながら、子どもたちの育成にこれからも努めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

それから、SNS、LINEなどが利用されている犯罪ということでございますけれども、よく新聞なんかには未成年者によるSNSによる性犯罪の記事がよく載ります。けさも河北新聞だったんですけれども、どこだっけかな、女子中学生が18歳未満と知りながら云々という部分と、それから無職の少女17歳が、18歳未満と知りながらというふうな事柄で、2つ、2件ほどけさの新聞に載ってございましたけれども、このこと、SNS安全教室においても話題となったものと思いますが、被害者とならないために、また加害者とならないために、児童生徒たちに自分を守る、被害者にならない、そして加害者にならないとの意識を植えさせなければならぬと思います。SNS安全教室においての話題の中にそれがありましたか、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 3中学校で行っていただいたSNS安全教室においては、まずスマートフォンの利用ということで、交換日記ということで複数のグループで利用するということが事例がありました。その中で、実際にメッセージを送る際に、相手の状況と気持ちを想像すると、自分の気持ちも適切に見きわめる上でトラブルを起こさないようにするための想像力が不可欠になるよということでのお話がありました。メッセージを送る際には、内容を自己チェックをしよう。とにかくトラブルについて考えるためには、モラルの知識とか、想像力が必要だと言われているということで、児童生徒においても本当に簡便な方法でメールが送れるということで、メッセージが送れるということですので、そこには相手の状況と気持ち、それから自分の状況を適切に見きわめて、想像力が必要だよということでのお話がありました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） そういうふうな交換日記とかお互いに自分の気持ちを、そういうLINEなりスマートフォンなんて流し合うということも、それはそれで1つ必要なんだろうと思いますけれども、18歳未満といいますと、言ってみれば高校生でございますし、中学生が来年高校生になる、18歳未満になるわけでございます。現実的なものでございます。犯罪とつながってしまう、そのことが大きい問題であろうと思いますので、ただいま答弁もらったような事柄だけでは、本人に高校生となる生徒たちにそのことが訴えられるでしょうか。そういうことが認識させられるとお思いでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、今回のSNS安全教室に関しては、大河原人権啓発活動地域ネットワーク協議会の協力をいただいて、人権侵害に対する正しい理解を深めてもらうということでの今回教室でありました。今議員さん言われるような、そういう事件等に巻き込まれない形での啓発というのは、各小中学校においても大河原警察署生活安全課の協力をいただいて、全学年ではありませんが、例えば中学校2学年とか、小学校6学年とか、これから使うであろうということで、現実に使っているという中学生においても、そういう危険性、お知らせするという形での防犯教室ということでのSNSを使つての防犯教室ということでも開かれております。ですから、今回のSNS安全教室は、あくまでも人権擁護の観点からの教室でありましたが、それ以外にも学校においては防犯ということで、大河原警察署のほうの協力をいただいて実施しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（安藤義憲君） そういうふうに関のお話ですと、全学年ではないと。言ってみれば2年生を対象とするとか、それは年に1回だけなんではないかな。できるなら、生徒全員にというふうにするところではございます。やはり自分を守るという意識を植えつけなければならないと思います。安易にスマートフォンなりLINEに乗って、自分を傷つける、あるいは社会的に非難を浴びてしまうような、そういうふうな子どもたちになってはいけないというふうな思いでおります。

さて、それで数は減っているといいながらも、現実はまだ10件余りのいじめがあるということではございますが、このことに対していじめ対策検討委員会といたしましたっけ、それ年に一度開催されているということだったんでありますが、数は減ったけれども現状は間違いなくいじめはあるというふうな認識があるわけではございます。いじめ対策の検討委員会が年に1回だけではなく、せめて学期ごとに、あるいは半期ごとに複数回開催できないものではないでしょうか。その複数回開催することによっての情報を共有する、当然先生方もその意向を受けとめる、そして保護者にもいじめ対策検討委員会での話し合いの様子などをお知らせする、いじめの現状がこうなんだということを報告することができる、そういうふうなことで複数回開催されるようお願いをさせていただきますけれども、やはりこれは年に1回だけなんではないかな。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） いじめ問題専門委員会になりますが、構成メンバーが弁護士の先生、それから精神科等の専門とする医師、それからそういう形で専門分野の意見をいただく先

生方ですので、まず重大事案等発生し、助言等必要な場合には随時開催をするという形を今考えておりますが、現状においては専門委員会ですので、まず重大事案等がない場合に関しては、年1回柴田町のいじめ問題行動等の状況を説明し、助言をいただくという形で考えております。ですので、1回と決めているわけではございません。そういう専門委員の先生方からの助言、指導が必要な場合には、開催をしていくという形で考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 今の答弁ですと、重大事案が発生しないうちは1回だけでいいんだというふうに受けとめましたけれども、そうではないと思うんですね。新聞報道の事柄でなんですけれども、いじめによって自殺をした、それによって第三者委員会を開催した、なぜそうなったかということの問題に、自殺に至ったその問題を専門として考えていこうということだった委員会なんですけれども、その委員会の中に入る人たちに対して、遺族側からこういうふうな人は入れないでくださいとか、あるいはこういうふうにしました、委員会のほうでは第三者委員会のほうではこういうふうに出しましたというふうなことを、遺族のほうからどうしても納得しないと、納得できないと、こういうふうな問題はじゃあどうなのかというのに対して、その問題を真剣に考えているのだろうかというふうな、第三者委員会に対しての不信感を遺族のほうで持っているというところがあるわけがございます。重大事案が発生してからでは遅いのであります。そういうふうにならないようにしなきゃいけない。そういうふうにならないためにも1回だけで結果を報告して、こうなんだというふうなことで終わらせてはいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 課長のほうからは議員さんの年1回ということで、いじめ問題専門委員会ということでお話しさしあげましたが、このいじめに対しましては、各学校で毎月学年主任、それから生徒指導の担当、それから校長、教頭が入って情報交換をして対応しておりますし、町のほうでも生徒指導の担当の先生方に集まってもらっての会議、それから随時行われるケース会議などを行って対応しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 私思うのに、仙台の中学生が自殺したときに、仙台市長と市の教育長ですか、東京に文科省に出向したときに、副大臣のほうからいろいろと指導を受けたと思うんですよ。そのことが教育界全体に指導を受けたことの重さというのが伝わっているんだろうかというふうに思うんです。なぜかという、工業高校生自殺いたしましたよね。そのときにその

高校では、文科省の定めた自殺の背景調査に関する指針を適切に運用しなかったと、そういうのが載っているんですよ、記事に。要は、ほかの学校の事柄だから、自分のところとは関係ないというふうに第三者的な感じで受けとめていたんじゃないかなと、うがった見方でございますけれども、そういうふうに思うんであります。ですから、そういうふうにならないためにも、きちんとしたあの当時の中学生で自殺であれ、高校生の自殺であれ、それに対しての現場での先生方の受けとめ方を、文科省での背景調査にする指針というものに対して、どういうふうなものになるか、今は町内の小中学校においてそういう痛ましい事件はありませんけれども、ならないためにもなお意識づけというものをしなければならないんじゃないかなと思います。いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） そのように県内、またほかの地域での痛ましい事故が起きた際、やはり教育委員会としても、まずもう一度自分のところの学校での対応状況等もう一度確認をしていただくということでのお願いはしております。ことしから心のケアハウスがまたできておりますので、その中においても毎月各小中学校からのケースを挙げていただいて、心のケア定例会においても、そういう状況等を確認し、対応についても検討して各学校に対しての、そちらもまた相談員のほうから各学校においてそれを実践していただいているという状況もございますので、各学校においてそういうことを自分のところに置きかえてまず考えるということもまた行われているというのも、常日ごろから行われているというのが今の状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。そういうふうなこと、私らが心配するほどでなく、現場のほうでもなお一層心配してそれに対応しているということでございますので、先生たちのご苦労というものに敬意を表したいと思っております。

それから、最後でございますけれども、冒頭質問事項の中にありましたんですけれども、世界保健機構によるゲーム障害、疾病の1つとして認定したということでございますが、このゲーム障害というのはどのような障害を指しているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） ゲーム障害、WHOでICD10、ICD11、どちらだかすみません、ちょっと今頭に出てこないんですけれども、認定はされたということで、時間ですね、際限なくインターネットやゲームに触れている時間が非常に長いとか、普通の衣食住を忘れてしまうとか、社会的にどうしても行かなければならない学校や会社に行けなくなるとか、そう

いったもろもろを含めてゲーム障害というような規定になっていたかと思います。

日本での解釈の仕方は、まだこちらにも文書としては流れてはきておりませんので、世界では決まった、今後の方針についてはまだ正式なものが日本では出されていないのが現状でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 学校のほうではこのゲーム障害になっているだろうなというような児童生徒はいませんよね、どうですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 疾患の1つであるゲーム障害というふうな形での児童生徒はいないと、現状ではないと思います。ただ、やはり保護者からの相談でゲームに没頭してしまって昼夜逆転状態になるお子様がいるということは聞いておりますが、疾患という、病気と言われるほど熱中をしている児童生徒はまだいない状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 保護者のほうからそういうふうな相談があったということでございます。その相談に対してはどのようなふうな対応をされたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず学校においてもやはり家庭での取り決めに進めているところですが、子ども、児童生徒がゲームに没頭してしまっているという状況はよくないと、保護者のほうにも伝えておりますし、昼夜逆転なり、夜通しゲームをしているような状況ではいけないということで、生活環境から変えていかなきゃならないということですので、家庭と学校が一緒になって児童生徒に対応していくということで、今行っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 学校には持って来ないようにという指導だと思いますので、極端にゲーム障害というふうな状況になるということは、まずないと思うんですが、学校内においてはできない、しないが、家庭に戻ったら四六時中していると、言ってみれば親が夢中になっていれば手がかからないからさせているんだと、させっ放しだというふうなことは言い過ぎなんだろうと思いますけれども、そういうふうな事柄でゲーム、こういうスマートフォンであれ、SNSであれ、ゲーム対応というふうなものに対してはもっともっと親のほうも保護者が認識すべきな事柄だなと。その認識すべき事柄を学校であれ、社会であれ、町の中であれ、いろいろな諸団体の中において注意喚起をするような手段を考えられるのはどうなのかなと思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） ゲームなり、スマートフォンの利用について家庭でのルールというのが一番大事かとは思いますが、ただ、ルールを決めるにしても、いろんなそういうスマホを使うことによってどういうふうになる、そういう情報提供もやっぱり必要かと思っておりますので、学校においてもスマートフォン等の安全教室においては、保護者も一緒になって安全教室も開催している状況ですので、今後ともそういう形で保護者も巻き込んだ形での安全教室等の開催を進める形で、今後とも進めていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。いろいろとご質問させていただきましたが、やはり子どもの教育というのは、冒頭申しましたように、学校、教師、先生、生徒、保護者だけでなく、社会全体で教え、育てていかなければならないということを、このこと深く考え、教育現場に浸透されるようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて、3番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

11時再開とします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次の質問者佐々木裕子さんから資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認ください。

10番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

〔10番 佐々木裕子君 登壇〕

○10番（佐々木裕子君） 10番佐々木裕子です。大綱3問質問させていただきます。

1問目、健康づくりの取り組みについて問う。

今回「健康」をテーマに、長野県松本市、駒ヶ根市を視察しました。柴田町でも取り組むことができればとの思いから質問いたします。

長野県は、長寿県として、男女ともに全国トップクラスの平均寿命であり、また高齢者就業率も28.7%と日本一となっています。

松本市では、今後さらに進展する超少子高齢型人口減少社会を見据え、総合計画において「健康寿命延伸都市・松本」を目指すべき将来の都市像として掲げ「地域の健康」「生活の健康」など「まちづくり6つの健康」による、人と社会の「健康づくり」を目指した総合的なまちづくりをすることとしています。市長自身が医師であり、健康づくりへ取り組む思いが強く感じ取れます。

「予防が大切」ということで、子どもや若者など、早いうちからの健康への意識づけを重要視しています。子どもの生活習慣改善事業として、健康についての教育を実施したり、働き盛りの生活習慣病予防事業として、健康講座を職域で展開するほか、朝礼に出向き健康講座のPR等も行っています。

また、市民歩こう運動の「歩こう松本！心も体も健康に！」「すぐ出せ 足出せ 歩き出せ」などののぼり旗を製作し、まずは市民一人一人が歩くことによる健康増進に取り組むためのきっかけをつくることから運動をスタートしています。

その他市内35地区ごとに地域の特色を生かしたウオーキングマップを、市民が協力して作成しています。

駒ヶ根市では、車社会の中で、歩くことへの意識、関心を高めるため、また市民がどの程度を歩いているのかを把握するために、こまがね健康ステーションの取り組みを始めました。

国土交通省は平成29年3月に「まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン」で、歩行による健康増進効果を「見える化」する指標を示していますが、駒ヶ根市は早くから、1日の歩数と中強度の活動時間に注目し、それらから「病気の予防ライン」としてさまざまな病気の予防の目安を表に示し「見える化」しています。

登録した市民に歩数と中強度の活動時間が計測できる活動量計を配布、市内に30カ所以上ある健康ステーションでその情報を確認することで、1日の活動結果がどれだけ病気予防につながるかを知ることができます。

このように結果を「見える化」することは、市民の自己管理を促進し、健康への意識が向上するとともに、健康維持や医療費削減につながるものと考えます。

なお、このこまがね健康ステーションの取り組みは、医療機関などさまざまな関係者と協力して仕組みづくりを行っています。

松本市、駒ヶ根市ともに「歩くこと」を重要視し、市民の健康づくりに取り組んでいます。

市民の健康意識や病気予防に対する意識を向上させる仕掛けや、歩いた効果を「見える化」する仕組みづくりなど、特徴的な事業を進める自治体では、その部門に秀でて、専門性を持った職員が配置され事業を行っています。これは、重点事業を行うためには必要なことであり、人事を考慮する上でも非常に重要です。また、1つの部署だけではなく、各部署が密接な連携のもとで事業の推進に当たっています。このようなことから、両市とも少しずつではありますが、健康寿命が伸びているとのことでした。

柴田町も健康寿命延伸に向けフットパス、ノルディックウォーキング、ダンベル体操、いこいの日などさまざまな事業を行っていますが、各課横の連携はとれているのでしょうか。

そこで、柴田町の状況について伺います。

1) 健康維持のために、歩くことへの意識、関心の向上を図るための取り組みは。

2) 生活習慣病予防対策の取り組みは。

3) 国土交通省が「まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量、歩数調査のガイドライン」で、歩数による健康増進効果を見える化するため、一日一歩当たりの医療費抑制効果を整理していますが、活用していますか。

4) 先進地では、専門性を持つ職員が配置され事業を行っています。本町の配置状況は。

5) 先進地では1つの部署だけではなく、各部署が密接な連携のもと、事業の推進に当たっています。本町の連携状況は、伺います。

2 問目、美しい都市空間の整備及びおもてなしの心を問う。

柴田町では、第5次柴田町総合計画の基本目標の1つとして、美しい都市空間の整備一歩いて楽しい魅力的なまちーを掲げ、快適な生活空間の整備、環境保全の推進などの施策を展開し「花のまち柴田」として、さまざまな整備とともに観光客の誘致や町民のいこいの場、また、歩いて楽しむためのルートづくり等「おもてなしの心」の一環として環境づくりを進めています。

現在、船岡城址公園としばた千桜橋やしばた千桜公園を結んだ「花（桜）回廊」回遊ルートは、桜まつりやイベント開催時には大勢の観光客でにぎわいます。休日には家族連れでひとときを過ごす姿、また朝夕は散策コースとして毎日利用される方も多く見かけます。整備が進むとともに、人が集まり利用いただくことは大変うれしいことです。

しかし、11月中旬私が所属する団体の年間行事で、白石川の土手や河川敷の清掃を行った際に、整備後の維持管理について改めて思い知らされました。千桜公園の中心を流れる水路には、ごみを入れた買い物袋や空き缶等が捨てられ、きれいな景観が台無しになっていました。

手が届くものは拾ってきましたが、ほんの一部に過ぎません。来てくれた皆さんに不快な思いをさせることのないよう維持管理するとともに、観光客や利用者の声に応えるべく整備が行われることが「おもてなしの心」につながり、リピーターをふやすものと考えます。

そこで伺います。

1) 千桜公園、白石川堤外地親水公園の管理体制は。

2) 千桜公園にはトイレがありません。付近にコンビニもないことから、船岡城址公園へ戻るしかなく、高齢者や子ども連れの方などからは「遠くて大変な思いをした」「是非トイレをつくってほしい」「トイレのことを考えずに遊ばせたい」などの声が聞かれます。千桜公園へのトイレ整備について町の考えを伺います。

3) 観光客を迎える町として、歩道や道路の整備はもとより、除草も必要です。町の管轄分となる町道においては時期ごとに除草が行われ、美しく保たれておりますが、県の管轄分の歩道などは、除草や整備のおくれが目につきます。町は、県に対して要請を行っているとのことですが、その後の状況を伺います。

大綱3問目、下水道使用料賦課漏れの進捗状況を問う。

下水道使用料については、賦課漏れとなった皆様方から理解いただけたのでしょうか。また、平成30年度の現在までの徴収額及び徴収率を伺います。

以上答弁願います。

○議長（高橋たい子君） 2点ほど確認をさせていただきます。

大綱1問目の真ん中、またの続きなんですが、2段目、「心も体も健康に!」「ずく出せ」と書いてありますが。

○10番（佐々木裕子君） すぐです。

○議長（高橋たい子君） すぐでよろしいですか。

○10番（佐々木裕子君） 申しわけありません、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） もう1点、同じく大綱1問目の3)の3行目、歩行による健康増進効果、歩行を歩数とお読みしたようですが、歩行でよろしいですか。また3)の3行目。34ページ。歩行でよろしいんですか。

○10番（佐々木裕子君） 歩数ですね。括弧のところですよ。

○議長（高橋たい子君） 3) 調査のガイドラインで歩行による健康増進効果を見える化とあるんですが、歩数とお読みしたので。

○10番（佐々木裕子君） 失礼いたしました、歩行です。

○議長（高橋たい子君） 歩行でよろしいですね。わかりました。

○10番（佐々木裕子君） 申しわけありません。よろしくお願いいたします。

答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、大綱3点ございました。

まず、健康づくりの取り組みでございます。5点ほどございます。

1点目、歩くことへの意識、関心ですが、町では楽しく歩ける環境づくりとして、白石川千桜公園や、桜の小径等の整備に努めており、さらにフットパスや里山ハイキングなどの事業を実施しています。歩くことへの取り組みについては、平間奈緒美議員、吉田議員、森議員の質問にもお答えした内容のとおり、各種事業を通じて歩くことへの意識、関心の向上や習慣化を図る取り組みを行っています。

次に、生活習慣病の取り組みです。生活習慣病予防対策の取り組みについては、これも水戸議員の質問にお答えした内容のとおり、第2期健康しばた21に基づき推進しておりますが、昨年度実施した中間評価の結果も踏まえ、運動の習慣化や生活習慣の改善等に向けて、健康づくり人材の育成や血圧・体成分などを測定する機会の提供などについても取り組みを進めてまいります。

3点目、まちづくりガイドラインにおける健康増進効果を把握するための歩行量調査のガイドラインということでございます。まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量調査のガイドラインは、平成29年3月に国土交通省が作成したもので、同省が平成26年8月に作成した健康、医療、福祉のまちづくりの推進ガイドラインを補完するものであり、コンパクトシティの形成に取り組むに当たって、必ずしも自動車に依存することなく、歩くことを基本にした日常生活を送れる、健康増進効果に着目したまちづくりの計画を策定する際に、活用することを目的としています。

歩数による医療費抑制効果の活用にあたっては、自治体の都市規模により歩数の特性が異なるため、現状を把握することが重要となります。その上で、健康増進計画の目標設定と調整する必要があることから、現時点でガイドラインは活用しておりませんが、今後都市のマスタープラン、立地適正化計画を策定する際、柴田町にふさわしいコンパクトシティ構想を盛り込む予定ですので、このコンパクトシティ構想は医療、福祉、地域経済との連携を必要としますし、また自動車から歩くことにウエートを移す計画でございますので、立地計画策定の際には活用させていただきたいというふうに思っております。

現時点では、身体活動、運動の目標を歩数ではなく、運動習慣の定着化とし、健康増進の分野では、シニアスポーツ教室等を実施しているほか、運動・スポーツ習慣化事業を仙台大学に委託し、取り組みを推進しております。

4点目、専門性を持つ職員の配置です。健康づくりに関する専門性を持つ職員については、町では保健師、管理栄養士、歯科衛生士を配置しております。運動に関しては、仙台大学の健康運動指導士に協力をいただき、保健事業や介護予防事業の中で専門的な指導をお願いしております。各部署の連携ですが、各部署の連携につきましても、森議員にお答えしたとおり、各課の連携を図りながら、事業を推進しておりますが、今後の取り組みとして仮称でございますけれども、「歩くまちしばた」をテーマに、歩くことに関係する各課との横断的な連携体制の整備に向けて、今年度から検討してまいりたいというふうに思っております。

大綱2点目、美しい都市空間の整備、おもてなしの心を問うでございます。

3点ほどございました。

千桜公園、白石川堤外地の親水公園の管理体制でございます。白石川千桜公園は、開園以来、桜の季節ばかりではなく、年間を通して多くの方々から利用されております。草刈りや樹木の手入れなどは、民間業者に委託し、水路につきましては町直営で管理しています。最近では、佐々木裕子議員ご指摘のとおり、心ない方やペットボトルや空き缶、ときにはごみ袋ごと水路に投棄するなど、マナーに欠ける事案が多く発生しております。

公園の水路は、大河原町から柴田町を通って、白石川に注ぐ鷺沼排水路の最下流部になるため、定期的に清掃は行っているものの、ごみのポイ捨て等はあとを絶たないのが現状でございます。

今後、公園内にごみが流れ着く前に処理できるようスクリーンを設置し、利用者がますます親しみが持てる公園になるよう努めてまいります。

2点目、千桜公園のトイレの整備でございます。桜の季節のおもてなしの際や、町長へのメッセージ、電話での要望など、千桜公園や桜の小径周辺へのトイレ設置に関する要望が数多く寄せられるようになってまいりました。利用者の増加が主な要因であると考えております。恒久的なトイレは、白石川の河川管理施設内には、要するに川の中には法的な制約もあるため、難しいと考えておりますが、JRと県道の間のしばた千桜橋高架下の場所も含め、前向きに検討してまいります。

3点目、県道の関係ですね。県道白石柴田線は、大河原土木事務所で管理をしております。桜の開花前などを含め、年間3回程度歩車道の草刈りや土の撤去をさせていただいているようで

すが、1年を通してきれいな状況を保つことは、大河原事務所にも予算というものがあるでしょうから、相当難しいのかもしれませんが。しかし、草の伸びが目立つときには、町から大河原土木事務所にお伝えしますと、すぐに対応してもらっておりますので、引き続き維持管理の徹底を図るよう要望してまいります。

なお、大河原土木事務所においては、今回柴田大橋から、しばた千桜橋までの千桜橋をつくる際に作業用仮設道路があったんですが、1.2キロメートル、それをサイクリングロードとして今年度中に全面舗装してくれるということになるなど、大河原土木事務所におかれましては、町の要望についてはすぐに対応していただいていると思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

3点目、下水道料の賦課漏れの関係でございます。

全対象者57名に対して、全額納入者が29名、誓約による分割納入者が16名、誓約による分割未納者が3名、納入交渉中の方が9名となっております。また、平成30年11月現在で時効未到来額910万1,865円に対し、徴収額が571万7,980円となり、徴収率が62.82%となります。昨年度12月会議の報告と比較しますと、徴収額では48万7,172円の増となり、徴収率では5.35%の増となります。今後も納入交渉中の方に対しまして、引き続き誠意を持って説明を申し上げ、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） ただいま答弁をいただきました。

その中で、それでは一番最初に松本市で「歩こう松本！心も体も健康に！」「すぐ出せ 足出せ 歩き出せ」などのキャッチフレーズののぼりを制作して、調査等をまだ町内にしないんですか、掲げているんですけれども、柴田町ではこのようなことを今後お考えになる予定はございますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） のぼりに関しては、ちょっと考えてはおりませんでした。長野県の「ずく出せ」、すぐではなく、ずく出せという表現で長野県ではお話しするようなんですけれども、それを信州のほうでは全体、県で取り上げてこういったプロジェクトをして、松本もそれを取り入れているという取り組みなのであろうかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） すごくキャッチフレーズというのは、すごくいいなと思ひまして、小

学生や中学生にこういうキャッチフレーズを考えていただくことをお願いすることで、若いうちから健康に対する意識づけにもつながるのかなと考えました。また、学校でこういうことを行っているということは、家庭に帰って家族に伝えることで、また歩くことが健康につながるということが広めることができるのではないかなという思いがありましたので、キャッチフレーズ等などは、今後小学生や中学生にちょっとお願いして考えていただくというようなことは、どうですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町長が答弁で申し上げましたんですが、仮称歩くまちしばた、それもキャッチフレーズの1つかなと思っていたんですけれども、あとは今年度各課で打ち合わせをさせていただいて、そこにキャッチフレーズなり何なり、どういうふうにしていくかを決めさせていただいてから、そういった小学生とかお子さんの参加ということも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） また、駒ヶ根市ではすごく面白い取り組みというか、そういうものも出しているんですけれども、ちょっと目的地を設定してこういうものも出しているんですね。ちょっと1つだけ読ませていただきますと、名言と地名ということで、牛に引かれて善光寺参り、そこまで駒ヶ根市から行くと126キロありますよみたいな、そういうような形でこういうふうに一覧表にして出しているものがあります。そういうものの言葉の使い方、下になりますと歌謡曲と地名みたいな感じで有楽町で会いましょうと、有楽町までは165キロあるみたいな、そういうような形で出しているんですけれども、こういうキャッチフレーズというのは人目につくと思いますね。ぜひ今後そういうものを行っていただければありがたいと思います。

それから、取り組みで面白かったのは、女川町なんですけれども、女川でも歩くこと、健康100日プロジェクトということで、歩くことに取り組んでいたんですけれども、この女川では個人一人一人で歩くのではちょっと長続きしないということで、チームをつくってチャレンジしたということがあります。まず団体の取り組みとしては、女川町議会チームとか、あと女川地域医療センターチーム、コバルトーレ女川チームということで、3チームで競争したと。そういうこともありますので、いろんな取り組み方ができるのかなという思いで紹介させていただきました。

この取り組みですけれども、こういうことをやっているということを先ほど皆様方にもお渡ししまして、平間奈緒美議員とちょっと同じような形になってしまっていて、大変申しわけなかつ

たんですけれども、裏側にこういうものもございますので、もうちょっと同じものなんですけれども、書き方がちょっと違う、こちらを提出すればよかったんですけれども、失礼いたしました。こういうものがございます、それを情報発信ですか、皆さんにここで8,000歩歩くうちの20分間は中強度をつけて、歩幅をちょっと広げて急ぎ足を、そういうものを1日8,000歩歩く中の何回かに分けて入れることで、がんや動脈硬化、骨粗しょう症などの予防につながるということが示してあるんですね。こういうものを皆さんに情報発信として提供することはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 情報発信の仕方はさまざまあるかと思いますが、町のほうで歩くことに関していろんな方向とか決まりましたら、情報発信の手だてはとっていききたいというふうに思っております。8,000歩、こちらの佐々木裕子議員から出された補助資料の中にある8,000歩、20分の運動強度、多分皆さん運動強度20分簡単というふうに思われた方結構いらっしゃるかなと思うんですけれども、ちょっと紹介をさせていただければ、観光物産交流館の桜の里から縦ノ木は残ったの展望デッキのところまでぐるっと1周するのを2回歩いていただきまして、プラス曼珠沙華のところのリコリス坂の手前のところまで、それを2周とリコリス坂のところまで行って20分の運動強度です。隣の方とは談笑できないぐらいの早さで歩いていただくということで、多分これを生活の中でそこに入れていくというのは、かなり難しいかなと。信州の場合ですと、素地がもうできていて、その積み上げとして町民の方にお示ししたということがありますが、柴田町の方はまだまだ運動習慣がということで、ここまで到達するのは何年先かなというふうに、すみません、思ったので、20分の考え方だけ紹介させていただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 柴田町でも朝夕歩いているウォーキングをされている方がたくさんおります。これまでのウォーキングにちょっとこういうものを中強度、20分間ずっとではなくて、ところどころで早足をする、歩数をちょっと広げて早足をするだけで、こういう予防につながるということを皆さんに知っていただくことで、また歩き方も変わってくるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） その件に関しては、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、情報発信でその年は職域にお伺いして、実際健康のPRなども行っているんですけども、柴田町ではそういうことは行われておりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 職域に関しては、受動喫煙対策ということでのみ今のところ工場等連絡協議会との中での調査ということしております。今回町のほうでも取り入れて参加したんですけども、県の事業のほうで職域を含めて健康チャレンジウイークのほう、エコ、減塩のプログラム等の紹介をしたというのは職域、役所だけでなくいろんな企業も含めて仙南保健所の事業にチャレンジしておりますので、そういったのを利用するということを少し広めていきたいというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） そうですね、そういうふうに情報を発信することで、企業との連携もできてくるのかなと思います。また、企業の連携ということで先ほど仙台大学のほうに委託している部分があるということでした。その委託している部分の統計とか、そういう調査の統計などは出ているのでしょうか。今行っている最中なのか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 仙台大学にお願いしている運動、健康づくり関係の事業たくさんありまして、1つずつお話をしていくのが、全体としてのまとめの数字は持っておりませんので、生活習慣病予防運動教室等であれば、年間6回お願いして、30人募集してほとんど全員の方がいらっしゃってというふうになっております。あとは、介護予防のほうでも同じく年度末には評価委員会を開いて、仙台大学のほうからコメントをいただくということを毎年度しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 仙台大学のほうから毎年そういうふうにやって、出していただけるとうかが、お話があるわけですけども、それに対して町のほうでは参加された方々の意見聴取みたいなことは行っているのでしょうか。参加してどうだった。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 参加者のほうからは毎回コメントをいただくのと、最終回でコメントもいただいて、そちらのほうは仙台大学さんのほうでも集計して、次の年に再開教室、次の年に1回だけ教室を開いているんですけども、そういったところにも生かしているようです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） わかりました。じゃあ仙台大学さんとはこれからもいい関係で、いろんなことに町の方が参加できるような状況をつくっていただければと思います。また、連携としてですけれども、柴田町でもいろんな各イベントを行います、その中で補助金等もあるのでしょうかけれども、行政の中での連携というものがもっと密に連携できれば、もっと充実した中身の濃いイベントができるのではないかなと思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えになりますかね。横の連携ですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。歩くこととの関係での連携ですか。

○10番（佐々木裕子君） そうですね、それでもいいです。すみません、聞き方がまずかったですかね。歩くことだけに、歩くだけということだけではなくて、いろんなイベントをする際に、やっぱり各課の垣根を越えてみんなが連絡を取り合って参加しながら一緒に事業を行っていく、そういうことでもっと中身の濃いものもできるんじゃないかなと思うんですけれども。その辺、今後の状況についてちょっとどういうふうを考えているのか。

○議長（高橋たい子君） 歩くことを特に含めた形で。まちづくり政策課長、答弁求めます。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 一例として、フットパス事業関係をちょっとご紹介さしあげたいと思います。フットパスの集い、実行するに当たりまして、今回実行委員会を立ち上げてやったわけでございます。仙台大学ほか、商工会ですとか、物産協会その他、ウォーキング団体とかに入ってもらって、実行委員会つくりました。そうした中で、町からも入ったんですけれども、その中にはまちづくり以外にも健康推進課、農政課、商工観光課、生涯学習課、スポーツ振興課と入っていただいて、さまざまな面から歩く、フットパスをやるに当たっての例えば健康ポイントを加味したらいいのではないですかとか、各課からいろんな情報ももらって、歩くことに対していろいろ詰めてきた経過はあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） わかりました。今回のフットパスでは、全国的なもので行われたことということで、そういう参加も多かったのかなと思いますけれども、常日ごろからのそういう連携においては垣根を越えた連携でこれからも行っていただければと思います。

歩くことでは病気を予防し、要介護2以上にならないように、私たち後期高齢者となる前、なったときに要介護2以上にならないように、やっぱり歩くことで健康維持に努めなければならないのかなと、そういうふう感じております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

まずトイレ、千桜公園の管理体制ですね、管理体制は先ほど町長より答弁いただきましたので、そういうことで今後も管理体制を、充実した管理体制のもと行っていただければと思います。トイレを整備する、設置を考えていただけるということでしたが、トイレを整備する上で、水が大変重要になりますが、間接工事で県道整備をしていましたけれども、そのときに水道はどうしていたのでしょうか、それを伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） この路線は、県道白石柴田線ということで、現在水道についてはその当時国道ということで、道路には入れられなく、道路に沿いまして船岡用水路、その城址公園側、山側に水道管が30ミリから100ミリの管が入っております。現在、この区間で配水ルート強化策としまして、県道に100ミリ管を御館橋のところから大河原の三全製菓までの950メートルほどの区間整備を行っております。それに合わせまして、沿道の宅地関係の取り出し管の布設がえ、そして今回の千桜橋の下のところですが、JRと道路の間に土地がございますが、そういうような今後の土地利用を見込みまして、75ミリの取り出しを行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） そういうことを行っていただいていたということで、安心しました。千桜公園では結構イベントがいろいろ行われますね。やっぱりそのときにお水を使いますので、水道というのは必要であり、またトイレを整備していただく上では本当に水がなければ使えませんので、これは本当に大変重要だと思いますので、ここを整備していただいているということでは、本当に感謝申し上げたいと思います。

それから、イベント時には仮設トイレが設置となりますが、桜まつり、今回の桜まつりで男女用とか、女子用どのようなトイレを設置されていたのかちょっとお伺いしたいんですけれども、また設置箇所とか、個数などわかれば教えていただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 桜まつりに関しましては、まず白石川の河川敷にそれぞれ駐車場設けております。その駐車場のところに仮設トイレを設置します。また千桜橋の下のところマルシェもやっぱりやりますので、そこにも仮設トイレを、そこには7基設置しております。また、不二トッコン駐車場、シャトルバス等運行する関係もありますので、不二トッコン跡地の駐車場、そして、しばたの郷土館前の駐車場にもあわせて設置しております。

あと、船岡駅の裏側に9Bの集会所がございます。9Bの集会所、中にトイレがあるんです

けれども、それだけでは不足するというので外にも仮設トイレを設置しております。また、船岡城址公園の西側の駐車場になりますけれども、そこにもことしの桜まつりから駐車場に使っているということもありまして、仮設トイレを置いております。また、大きいのは、要するに船岡城址公園のさくらの里前に勤労青少年ホーム前がありますけれども、やはりどうしてもさくらの里の脇のトイレが足りないということで、特に女性の方が行列をつくってしまうものですから、ホーム前にも仮設トイレを設置します。全て合わせますと24基の仮設トイレを設置しております。ただ、この24基、男女別に分かれては設置しますが、あくまで同じものです。ただ、昨年からどうしてもインバウンド、外国人観光客がふえているということもありまして、洋式トイレも仮設トイレの中から洋式トイレも入れるようにして、今後ふやしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、トイレ設置、仮設トイレ設置しますが、衛生車ですか、衛生車はどのような形で要請するように決めているんですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 衛生車については、お客さんが来る前ということで、早朝に出させていただいて、くみ取り等行っております。ただ、どうしてもいっぱいになったということは常に監視しておりますので、状況を見ましてどうしてもいっぱいになったというときには、衛生車をお願いするような形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今回千桜公園にもし設置された場合に、どのような管理体制になりますか、その辺は。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 町長答弁でも申し上げましたが、千桜公園、いわゆる河川敷の内には河川法上の関係で難しいですね。JRと県道の間しか正直スペースは生まれてはきていないんですけれども、公園同様、あそこは公園の一部ということでございますので、都市建設課のほうで管理するということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） もしトイレを設置していただければ、もっともって皆さんが利用される方がふえるのではないかなと期待しております。よろしく願いいたします。

それから、3問目草刈りの件なんですけれども、一番目立つのが大橋のところ、船岡大橋の

ところですね、やっぱりあそこは町道と県道と町道にちよとつなぎ目があるのかな、あそこ町道のほうはすごくきれいになっているんですけども、県道のほうだけがすごく草が枯れるような状態でありましてけれども、やっぱり花のまち柴田ということで観光客の方もいらっしゃるんで、そういうところは景観が損なわれますので、そういうところも県のほうにもう一度改めて、歩道、県道の歩道についても大分前に私、何回かお願いしているんですけども、そちらのほうも含めて改めてもう一度草刈りでは先ほど町長答弁ではすぐやっていただけるということでしたので、じゃあその辺はいいんですけども、除草も含めて歩道整備も含めて、もう一度改めて県のほうに、大河原土木事務所をお願いしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 柴田大橋を含め白石柴田線ですね、千桜橋の下あたりも大河原土木事務所で行っていただいておりますが、今は年に3回間違いなくするんですけども、私たち本当に要請すれば、割と早くやっていただける状況にあるんですね。佐々木裕子議員おっしゃるとおり、私たちスムーズに要請して環境をちょっと保つよう要請してまいります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） よろしく願いいたします。町の中がきれいになるということは大変いいことなので、また、ほかから来るお客様の目にもやっぱりきれいな環境で迎えたいというそういう思いがありますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、一番最後の下水道使用料賦課漏れの進捗状況というか、賦課漏れについてなんですけれども、先ほど町長の答弁では、結構まだ交渉中の方や未納の方、そういう方がいらっしゃるようなので、これまでも一生懸命頑張ってここまで昨年度よりも48万7,172円かな、その分ふえているということですので、職員の方々のご苦労も大変だなとは思いますが、今後とも公平性をということから、皆様方に理解していただくように交渉に努めていただいて、少しずつでも結構なのでお支払いいただくような形に、努めていただければと思いますが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 昨年答弁させていただいたこの1年間の間には、完納者が1名ふえております。分納誓約の完納者であります。そして、また分納誓約の中で3名の方、これまで一度も納付なかったんですが、年度内に1名の方については完納していただけるというような確約がとれましたので、こちらについて進展をお伝えいたします。

また、残りの方々については、分納誓約の方については、なお中途での納付がとまっている

とか、そういうこともありますので最終までいっていただくように再度制約のほうを取り直しまして努めたいと思います。

また、9名のまだ制約等いただいていない方については、これまで戸別訪問、また郵送等での依頼をしてきましたが、これらについてもなお1人でも多く完納していただけるように努めてまいります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 本当に大変でしょうけれども、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、10番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次の一般質問に入る前に、先ほどの一般質問について、佐々木裕子さんから松本市のキャッチフレーズの部分の訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。佐々木裕子さん。

○10番（佐々木裕子君） すみません、キャッチフレーズで、私が言ったのは、すぐ出せということを行いました、そこはずく出せということで、ずくというのは長野県の方言で、ずくなしとか、なまけ者、面倒くさがりという意味がある方言だそうですので、直していただけるようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

○14番（有賀光子君） 14番有賀光子です。大綱1問質問いたします。

町のがん対策を問う。

日本人の死因で最も多いのが、がんです。今や国民の2人に1人が一生のうちに何らかのがんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代です。しかし、がんは早期発見、治療によって治せる病気へと変わりつつあります。

2006年、がん対策基本法が制定され、ここから日本のがん対策が本格化しました。この基本法に基づいて策定されたがん対策推進基本計画により、着実にがん対策が推進されてきました。

さらに、2016年12月には新たな課題に対応するための法改正があり、治療と就労の両立支援、緩和ケアの強化、がん教育の推進などが盛り込まれました。

女性特有のがんについては、生涯に乳がんを患う日本人女性は、11人に1人とされており、厚生労働省の調査によると、乳がんで亡くなった女性が2017年は1万4,000人に達しています。

この乳がんの早期発見に有効なマンモグラフィーの全国配備や乳がんを含む「女性特有のがん検診無料クーポン」の検診対象者への配布、さらに受診しなかった人に再度呼びかけを行うコール・リコールの導入などの結果、長年20%台に低迷していた乳がん・子宮がんの検診受診率は、2016年に40%台まで上昇しました。

がんに罹患するのは高齢者だけではありません。15歳から39歳世代のがん患者は、全国で約2万人と推計されています。進学や就職、結婚、出産といった人生の転機を迎え、医療面に加えて、さまざまな悩み直面することが多く、これらのサポートが求められていました。昨年度から、この世代のがん患者のさまざまな相談に乗り、支援する体制づくりがスタートしました。

現在、がん教育の推進は、国のがん対策推進基本計画の中に盛り込まれ、がんの専門医やがん経験者が学校に出向き、子どもたちに出前講座を行う取り組みが各地に広がっています。

また、抗がん剤治療により脱毛症状が起きた患者で、外見の悩みを抱える方々は大変多いと聞いています。医療かつらは2万円から20万円もするので、購入をためらう人も多く、そのような中で全国的に医療かつらの購入を補助している県、市、町もあるということです。

そこで伺います。

- 1) 町の乳がん、子宮がんの受診率は。
- 2) 子どもたちに対するがん教育の取り組みは。
- 3) 町として医療かつらの購入補助はできませんか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、町長。2点目、教育長。3点目、町長。

最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 1点目、町の乳がん検診、子宮がん検診の受診率でございます。

乳がん受診については国では40歳以上の方を対象に、マンモグラフィー検査を2年に1回実施していますが、町では国の対象の方に加えて、30歳から39歳の方に超音波検査を1年に1回実施しております。子宮がん検診については、国では20歳以上の方を対象に2年に1回の検診を勧めています。町では1年に1回検診が受けられる体制を整備し、がんの早期発見の機会をより多く設けています。

検診の申し込みについては、毎年1月に、全世帯に対し「各種がん検診等の意向確認申込書」を送付し、がん検診等の希望について確認しておりますが、随時申し込みも受け付けております。受診率については、平成29年度乳がん検診は、申込者3,058人、受診者1,869人で、受診率は61.1%、子宮がん検診については、申込者5,171人、受診者数3,301人で、受診率は63.8%でした。

町では一定年齢の方を対象に、国が推奨する女性特有のがん検診無料クーポン券や、検診手帳を配布するとともに、未受診者に対し、勧奨はがきを送付するなど受診の再勧奨を行い、受診率の向上に向けた取り組みを行っております。

今後もがんの早期発見、早期治療のため検診の重要性についてさまざまな機会を捉えて周知に努めてまいります。

○議長（高橋たい子君） 2点目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 有賀光子議員の2点目、がん教育の取り組みについてお答えします。

がん教育の推進につきましては、平成28年に改正されたがん対策基本法に盛り込まれるとともに、平成30年3月に修正された第3期がん対策推進基本計画において、がん教育及びがんに関する知識の普及啓発が明記されたところです。

本町の児童生徒に対するがん教育への取り組みにつきましては、小学校では保健分野、中学校では保健体育分野で、教科書を使用して生活習慣病や喫煙などに関連づけて学習しておりますとともに、公益財団法人宮城県対がん協会に依頼して、保健師を外部講師として招き、出前講座を行っております。平成28年度は、船迫小学校5年生で、平成29年度は西住小学校6年生と、船岡中学校2年生で実施しました。今年度も平成31年2月に実施する計画で、現在小中学校と調整しているところです。また、本年度は宮城県健康推進課で行うがん教育の出前講座の対象学校に、槻木小学校が選定され、来年2月ごろに実施する予定となっております。

児童生徒が、がんの予防や、早期発見、早期治療などに関して、正しい知識を身につけ関心を深めることが重要であると考えておりますので、今後も外部講師による出前講座などを活用

して、がん教育の取り組みを工夫してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 3点目、町長。

〔教育長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 3点目、医療用かつら購入助成についてですが、医療用のかつらであるウィッグは、抗がん剤治療による脱毛などに悩む方が一時的に使用するもので、がん患者の外見への悩みに対し、精神的なケアや生活の質を高める役割があります。

県では、がん患者の就労や社会生活を応援するため、がん患者医療用ウィッグかつら購入助成事業費補助金の制度を今年度から開始しました。この事業は、市町村が実施するがん患者医療用ウィッグ購入費用助成事業に対し、その一部を県が補助するというものです。県の補助金を活用して現在14市町村が事業を実施しています。

町においても、抗がん剤治療の副作用としての脱毛に対して少しでも気持ちが前向きになれるよう医療用ウィッグの助成事業を次年度から実施いたします。なお、女性の部位別がん罹患患者数は乳房が第1位となっております。がん治療に伴う乳房切除は体の見た目の変化が大きく、精神的にも大きな負担がかかりますので、乳房補正具に対する助成についてもあわせて来年度から実施いたします。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） じゃあ1問、がん検診のほうで質問させていただきます。

この申込者に対する受診率が非常に高いと思いましたが、国で言う受診率の算出の方法とは異なるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 国のがん検診の対象者の考え方なんですけど、平成27年度から変更になりました。乳がん検診の対象者は、国では40から69歳、あと子宮がん検診の対象は二十から69歳になりました。実際町の検診が町長が答弁で申し上げたとおり、乳がんは30歳以上、子宮がんは二十以上、全年齢を対象に、二十以上の方全員を対象にしているので、年齢の上限は設けておりません。そのため、申込者に対する受診率で回答をさせていただきました。国で言う40から69歳、子宮がんであれば二十から69歳にしますと、60%台の数字が半分ぐらいに数字としては受診率は落ちます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 現在女性特有のがん検診、無料クーポンを実施していますが、このクーポンの対象年齢が限られていると伺いましたので、柴田町のクーポンの対象者はもう国と対象者は同じなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） クーポン事業なんですけれども、29年から対象者が変わりました。子宮がんであれば前年度に二十になった方、当年度で言えば21歳の方、乳がんであれば前年に40歳になった方で当年度が41歳になった方のみが国で言うクーポンの対象になり、町も国の対象と同じ対象にクーポン事業を行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 現在無料クーポン対象を実施しているということで、受診率はいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 子宮がんであれば、29年度の実績ですけれども、17.5%、乳がんですと40.2%の利用率になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 柴田町のがん検診のあれでがんが発見されたという方は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） がんの発見率ということなんですけれども、29年度昨年度はまだ確定しておりませんので、28年度の検診の結果ですと、乳がんが5人、子宮がんの方が4人いらっしゃいました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） がんは、今は2人に1人がなりやすいということで、亡くなる方が3人に1人の時代となったということで、柴田町では乳がんと子宮がんになった方で人数は現在把握しているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町のほうではがんの死亡数はわかるんですが、かかった方は数字としては出ておりませんので、国保以外の方は把握できないので、全体の数字としては把握することができません。町でがん統計ということで国で出される資料をもとに健康教育等を行っているんですけれども、がん研究振興財団というところから毎年出されるものがあって、そ

ちらですと女性の第1位が罹患者数が乳がん、子宮がんが第5位というふうになっております。町も同様の傾向であろうということで、健康教育には利用させていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今女性の病気で乳がんが女性の中で第1位が乳がんだというんですけれども、今国のほうでは検診のあれが40歳から69歳ですけれども、柴田町では30歳からやっているということをお話聞きました。現在結構若い方、15歳からこのがんの病気になるということで、高齢者だけじゃなくて15歳から39歳でのがん世代の方も全国で約2万人が推計されているそうです。そして、国のほうでもそういう若い方のほうの支援する体制づくりもスタートしましたが、柴田町ではどのようにこの若い世代の方を、どのようなあれでやっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 若い方へのがん検診等というふうなことになろうかと思うんですけれども、年齢的には思春期の世代から成人の若い世代までの方、15歳から39歳の方ということになろうかと思うんですが、その年齢は非常に小児科分野と成人の分野の間ということで、非常にどちらの診療科で見ていくかというのが悩ましいというふうになっております。

宮城県のがん推進計画の中でも、今回第3期計画のほうで触れており、各課連携して対応していくということで、計画のほうは立てております。宮城県が乳がん検診であれば、全国は40歳からのところを30歳からというのは、若い方のうちにどうしても難治性のがんがあるということがありまして、30歳からというのを全国に先駆けてしておりまして、その後のフォローは東北大学病院のほうで行うというようなことも含めて、宮城県のほうでは割と若年者の方に対しても手厚くしているのかなというふうに思っております。

子宮がんに関しても、二十から普通であれば2年に1回の検診でいいところを、町のほうでは宮城県はほとんど全部ですけれども、毎年のように検診を受けさせていただくの、あとは妊婦さん、妊婦検診の1回目には、全て全員が子宮がん検診が受けられるという項目がもう組み込んでありますので、宮城県の中では比較的柴田町だけではなく、県全体として若年者には目を向けて行っているというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今全国でもそういう若年層乳がん、若い人の発症率がふえているということで、今30歳から柴田町ではやっているということで、そのほかの埼玉とか全部ではないんですけれども、今現在若い人にも治療をするということで、20代からも始まっているところが

あるんですけども、柴田町ではどうでしょうか、それは考えられないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町の現在の乳がん検診等の検診のほうは検診団体に委託した検診をしておりまして、そちらの30代は超音波検診をしているんですけども、1日当たりに見られる数、確認できる数が決まっております、年齢を10歳下げるとどのぐらいのキャパがオーバーになるかが定かではございませんので、二十の方に対してですと、乳がんの自己検診のPR等をもう少し、検診は受けられなくても、気になったときは病院受診をということの周知でしたら、今のところやれるかなというふうに思いました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） その前にすみません、子宮がん検診がかなり前回聞いたときに低い受診率ですけども、現在もそんなに実際にはどうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 子宮がん検診は、先ほど申込者に対しては63.8%ですので、非常に低いというふうには思っておりません。ただ、全国的に見れば、少し柴田町のほうがいいのかというふうに思っております。クーポン事業のときはなかなか20代の方の数字が上がってこなくて、二十、25歳のところ節目の方々がどうしても検診受診率が一桁の利用率だったので、底上げには至りませんでした。ただ、全体として見れば、数字のほうは上がってはきております。むしろ、40代に近いほうが子宮がん検診のほうは受けていただいているというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、やはり若い方が以前は一桁の受診率だったということで、それ以前よりは幾らか伸びているというふうに捉えていいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 低目、微増という表現で大変申しわけないんですけども、劇的に上がっているというものではないですね。二十の方ですと、ほとんど独身の方が多くてなかなか検診そのものへのハードルが高いという方もおりますので、その点ではちょっとPRをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 次に、がん教育について伺います。今答弁の中で、小学校、中学校でも外部講師に出前講座行っているということでしたが、そのときの子どもたちの反応はいかがで

したでしょうか。また、学校が独自にがん教育に取り組むということはあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 出前講座でがん教育ということで、28年が船迫小学校、それから昨年29年西住小学校6年生、船岡中学校2年生を対象として行われました。その際の児童生徒の感想なのですが、出前講座の内容自体はがんにならないためには、日常生活でどのようなことを気をつけなければいいかというようなこと、イラストやクイズ等取り入れて、わかりやすく説明していただいたという内容のものでした。昨年29年、西住小学校の子どもたちの感想なのですが、マル・バツクイズでわかりやすく、面白く楽しく学べてよかったと。がんについて、お父さんやお母さんに今回のことを教えようと思うということの感想や、一生のうちに2人に1人がんになることがわかったので、ならないように生活を見直したい、大人になったらがん検診を受けたいと思いましたということで、本当にがん出前講座で保健師のお話を聞いて、非常によかったということで感想をいただいています。

この出前講座以外に学校でがん教育を行っているかということなんですが、出前講座以外にも養護教員の先生並びに保健体育の先生が保健体育の授業やまた特別活動の時間にがん教育ということで、授業で取り組んでいる状況でもあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 昨年吉田議員のほうからもがん教育のほうの質問をしたときに、まず教育を実施するには、職員向けの研修の実施と外部講師の派遣が必要であるという意見が出たときに、町としては検討してまいりますという答弁でしたが、現在どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 国においてもやはりがん教育においては、外部講師の活用が一番効果的ではないかということで、柴田町においても吉田議員のほうから紹介いただきました宮城県対がん協会の出前講座を活用した外部講師、保健師さん来ていただいてのまずがん教育に取り組んでいるところであります。国においてもやはり外部講師の活用の仕方ということで、検討しておりまして、地域の実情に応じて外部講師やそういう方を活用して、がん教育を進めていくという形で今進められております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 新聞のほうなんですけれども、がん教育のほうで今回初の全国調査があったということで、がん教育の実施状況について、今回全国調査の結果をされていたのを見させてもらいました。この中で、小中学校、高校の約4割が2017年度にがん教育を実施したこと

が明らかになったということで、載っていました。調査結果によりますと、がん教育を実施しているのが全体の56.8%に当たる、またこのうち外部講師を活用しているのが12.6%、外部講師の職員は柴田町でも今対がん協会のほうから講師を呼んであれしたと言いましたけれども、その中にもがんの経験者も呼んでやったということが557校で20.8%、やっぱり専門医もちろん大事ですけども、こういう生のがん経験者の話も聞くというのも大事だと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 外部講師の中にがん経験者の方もいられるということなのですが、学校現場においても外部講師としていろんな方がいるかと思うんですが、一方でやはり家族にがんで闘病した生徒なども今現在いる状況にもありますので、どういう方ががん教育においての外部講師としていいのかということも、また学校でも検討している状況でありますので、ただ地域実情に応じてということで宮城県においては対がん協会のほうの出前講座が今一番活用できるものではないかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 先ほど今回は西住のほうでやったときに、子どもたちの感想ですごく面白くて、あとかなりがんについても教えてもらって、親にもお話ししたというお話がありました。やはりそこから出発してお父さん、お母さんも受けられるようにしていくというのが大事だと思いますので、しっかりそのところはこれからも続けていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、3点目にウイッグ、医療かつらの購入補助についてですけども、先ほど町長のお話の中、答弁いただき、前向きに答弁をいただきありがとうございます。また、この補助に向けて何点かお聞きいたします。県の補助金を活用してということでしたが、県は補助の条件として世帯主、住民税が30万4,200円未満としておりますが、そういうふうに町もどういふ同様の条件を考えているのでしょうか。

また、ウイッグ、医療かつらの補助の上限はその町によって格差というか、幾ら2万円から3万円といろいろ条件が違うんですけども、柴田町としてはどのように補助の上限をどう考えているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 県の補助金を活用してというふうに町は考えておりますので、住民税の件については町も県と同様の条件をというふうに考えております。

ウィッグの補助の上限、今議員さんのほうから3万円であったり、2万円であったりと今お話いただいたんですけども、市町村によってもかなりさまざまでございます。少しでも当事者の方の負担を減らしたいというふうには思っておりますが、新年度予算の調整の中で検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） その市町村によって、やっぱりそういうふうに今言った県と同様とか、あと所得制限なしというところもいろいろさまざまでありますけれども、それは今後来年に向けて検討を考えていくというふうにとっていいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） これからの予算折衝なので、調整してまいりたいというふうを考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） じゃあこのかつらのほかにもあと補整下着のほうも助成を実施するというお話でしたが、まずなぜこの補整下着のほうも検討したのか、お聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町長が答弁したのは、乳房補整下着ではなく、乳房補正具という意味で助成を実施するというふうにお話をしたんですが、ウィッグの件を検討したときに、ウィッグだけではちょっと足りないかなというふうに思ったんですね。がん治療に伴う乳房切除というのは体の変化も大きいんですけども、精神的にも非常に大きなダメージを受けます。内臓の臓器の切除手術と違って、鏡を見ても必ず自分の目に入るものであって、がんにかかったというダメージに合わせて、自分の体の容姿の変化はどうしても大きなダメージを受けるというふうに思いました。抗がん剤治療による脱毛、髪の毛が抜けたときは化学療法が終了すれば、1年半から2年ぐらいで髪の毛が新たに発毛、出てくるんですね。人によって長い方ですと大分時間はかかるんですけども、同じ長さになるまでは。もとの状態にもどるまでには非常に時間は要するものなんですけども、乳房を切除してしまいますと、もとに戻ることはないの、それも片方の手術ですと、左右のバランス、洋服のシルエットが大分変わるということを考えて、これは髪の毛のほうも大事なんですけども、2年ぐらいの間で何とかなるものの補助よりも、それに加えてパットのほうをもっと必要かなというふうに町のほうでは考えました。こちらは、県の補助には全くないんですけども、こちらのほうが非常に利用していただけるのではないかなというふうに町のほうでは考えて、ボディーイメージを整えて気持ちを前向きにして、が

んとの共生を図るという第3期計画にもあった中身に合致するかなと思って考えました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今の県内で乳房補正具を助成対象として柴田町では考えているということでしたが、これは市町村では何カ所くらいしているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 現在5カ所ございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 5カ所どこの市町村か教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 石巻市、栗原市、川崎町、大衡村、女川町です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、例えば柴田町でも来年度から補助対象とするということで、その対象となるのは、例えばかつらと下着のほうでも一緒には申し込みというのはできるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） この事業29年度から実施している町が栗原市さんと川崎町さんなんですけれども、どちらも乳房の補正具も実施しておりまして、そちらは一括で申請ができるような様式をつくっておりました。町のほうでも実施に当たっては一度に申請をできるように考えていきたいなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、この補正というのは、1回申し込めばあとは何度でもできるというわけではないですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 左右一度ずつといたしますか、ウィッグに関しては一生に1回、あと乳房補正具であれば左右1回ずつというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） この補助開始に当たっては、これからどのように周知していくのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 周知に当たっては、お知らせ版等でまず周知いたしますが、み

やぎ県南中核病院、あと県立がんセンターのほうで医療相談室がん相談支援センターというのが今ありまして、そちらのほうにも今回一般質問いただいたときに中核病院さんのほうにも相談室のほうにかけましたら、こういった補助はどこでやっていますかということで、問い合わせが何件か寄せられているそうです。柴田町の方からの問い合わせはありましたかというふうに聞きましたら、町村名まではわからないというお話はいただいたんですけども、そういうのがあれば、病院のほうの窓口において周知をしていきたいというふうに、相談室の方からはお話をいただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） しっかりこれから出すということで、柴田町もPRしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて、14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、13番広沢真君、質問席において質問してください。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。大綱2問質問させていただきます。

1つ目、**国民健康保険県一本化後の現状は。**

本年4月から国民健康保険が県に一本化されています。以前の一般質問でも取り上げていますが、今後の国民健康保険税の負担増が懸念されています。

国民健康保険の現状と今後の動向について伺います。

- 1) 保険給付費の動向は。
- 2) 県への納付金の見通しは。
- 3) 収支の見込みは。

大綱2問目、**小中学校教員の勤務実態は。**

小中学校教員の勤務が過酷であることは、以前から指摘されています。国から出された部活動の制限とともに教員の休日の部活動指導の手当が宮城県では削減されています。果たして勤務が改善されるのか、実態について伺いたいと思います。

- 1) 部活動の制限で勤務の改善ができるか。
- 2) 休日の部活動指導の手当削減についての見解は。

以上伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目、町長。2問目、教育長。

最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員の国民健康保険県一本化後の現状でございます。

3点ほどございました。まず、1点目、給付費の動向ですが、平成30年度11月支払い分までの保険給付費は、前年の同時期と比較して2.7%の減となっています。短時間労働者の社会保険の適用拡大や、定年延長などの影響により国民健康保険の被保険者数は、前年度末から215人減少しております。そのため保険給付費減の要因となっているものです。今後インフルエンザなど感染症の流行により、保険給付費が大きく増額になることも想定されますが、国民健康保険の都道府県単位化により町が支払う保険給付費は、全額県から普通交付金として交付されることになったため、急激な保険給付費の増についても、町がその支払いについての心配をすることはなくなっています。しかし、保険給付費の増額は、翌年度以降の納付金の増額につながるようになります。

2点目、2点目と3点目は一括して答弁をさせていただきます。

国保事業費納付金の算定の基礎となる医療費は、平成28年度から、過去3年間の宮城県全体の総医療費の平均を使用しており、その推計の総医療費から、国庫補助金等の見込み額を差し引き、県全体に占める柴田町の医療費割、所得割、被保険者数割を乗じて県が積算し、町に示されたものでございます。年度の途中に感染症などの流行により保険給付費が大きく増額となった場合でも、納付金の金額に変更はございません。

国保事業費納付金の主な財源となる平成30年度の国民健康保険税は、11月末時点の現年度分調定額が6億5,002万9,400円となっており、平成29年度と同様の収納率とした場合、6億387万円の収納額が見込まれます。また、今後同じ給付金の財源となる県補助金額が交付決定されますが、いずれの金額も、予算額を下回った場合は、国保財政調整基金からの繰入れが必要になることが想定されます。

現在、9月補正後の国庫財政調整基金残高は、5億365万6,936円となっておりますが、国民健康保険税と県補助金の財源不足により必要な金額を基金から繰り入れることで、県への納付金の支払いの見通しは立つと思われま。

また、収支の見込みについてですが、平成28年度は1億9,687万2,000円、平成29年度は7,827万7,000円を、当初予算で保険給付費等の財源として、国保財政調整基金から繰入れを行っていますが、決算時には全額、基金に繰り戻しておりました。平成30年度は、国民健康保険税の算定方式を3方式とし、資産割を除き課税することで生じた、納付金の財源不足分などに

対し、国保財政調整基金から7,224万5,000円の繰入れを行っていますが、先ほどもご説明したとおり、新たに基金からの繰入れを行った場合には、平成30年度の国民健康保険事業は、実質収支がマイナスになることも想定されるところです。

昨年の12月会議の一般質問にも答弁をいたしました。平成32年度までを目安として、納付金額と国民健康保険税の差額分については、国庫財政調整基金を投入し、制度移行に伴い、被保険者の税負担が増加しないよう、町独自の激変緩和措置を継続して行ってまいります。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時46分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

○教育長（船迫邦則君） ご心配をおかけしました。

広沢真議員の大綱2問目、教員の勤務実態についてお答えします。2点ございましたが、関連しますので一括してお答えします。

宮城県教育委員会では平成30年3月に国が示した運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを受けて、部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引きを作成しました。

ガイドラインの概要は次の3点です。1つは平日に休養日を1日、土曜日・日曜日に休養日を1日以上設けることです。2つ目は平日の活動時間を2時間程度、休業日の活動時間を3時間程度とすることです。3つ目は朝練習を原則禁止とすることです。

本町では県のガイドラインを受けまして、大河原教育事務所管内の2市7町で統一し、県のガイドラインに沿って施行しております。今後は、次年度に向けて町教育委員会としてのガイドラインを策定することとしております。

今回の部活動の見直しにより、平成29年度の正規の勤務時間外における在校時間調査では、中学校の教職員のうち月80時間を超えた教職員の主な理由として最も多かったのは部活動でしたので、今回部活動の休養日が設定されたこと、そして部活動の朝練習が原則禁止とされたことにより、教職員のワークライフバランスの実現と、児童生徒のバランスのとれた健全な成長の推進が図られるものと考えております。

また、今回宮城県においては職員の特殊勤務手当に関する条例などの一部改正により、教職

員特殊業務手当のうち学校休業日における部活動指導業務に係る手当額について現行の1日につき3,600円が2,700円に改められ、手当に対応する時間も4時間から3時間に見直されました。この見直しは、部活動での指導ガイドラインにおいて休業日における部活動時間が3時間程度に変更されたことに伴って、改正前の条例では4時間の部活動に対する手当支給となっておりましたので、3時間の部活動に対しては手当が支給されない状況となってしまうため、今回の改正では手当に対応する時間が3時間に見直されたものと思われま

す。今回の部活動のあり方の見直しは、適切な休養を確保することや、部活動の朝練習が原則禁止されたことにより、教職員の過酷な勤務を改善する方策の1つとなるものと受けとめております。しかし、一方では休業日における活動時間が3時間程度となったことにより、これまで行ってきた複数の学校が集まっての練習試合や、町外の学校に出向いての練習試合など、これからは実施が難しくなるといった声も聞かれます。休日の部活動や大会のあり方などについては町内の学校だけで解決できる問題ではないので、他市町の学校と連携しながら、また地域の理解と協力を得ながら学校が改善を図っていくことができるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） まず国保ですが、4月に県一本化でスタートしていますが、その後の情報がアンテナを張っているつもりなんです、なかなか入ってこない、町の現状をちょっと伺いながら、突き詰めていきたいというふうに思うんですが、最初のご答弁で医療給付費が減っているということで、その要因として国保加入者の人数が減っていることによるものだという事なんです、要因として考えられるのはそれだけなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 人数の減少が大きいかなというふうに思っているんですけども、あとそれと平成30年4月に診療報酬の薬価改定、2年ごとの改定がありまして、そちらの部分でも大分数字が変わったのかなというふうに思います。

もう一つは、昨年とことしもなんですけれども、肝炎治療薬とがん治療薬の薬価が非常に大幅に改定されたものがありましたので、そちらの影響が非常に大きいというふうに見ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、何らかの要因で受診抑制が起こっているというわけではないというふうに考えていいですね。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 柴田町においては、受診の抑制はかかっていないと思います。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 13番（広沢 真君） そうすると、今後の見通しとして先ほどのご答弁にもありましたが、医療給付費が急にふえる要因という点では、冬の流行性のインフルエンザでありますとか、感染症がありますが、それを見越した場合でも減少の傾向のまま推移できるというふうには考えているのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 感染症が流行すれば、5,000万円から1億円は軽く1カ月足らずで上に数字がはね上がりますので、毎月県に支払う分としては大丈夫なんですけど、翌年度以降の納付金のほうに町長が答弁で申し上げたとおりなんですけれども、3年間反映されていきますので、今回ことし何らかのインフルエンザ等の流行があつて、大きく医療費が伸びたというときは、ことしの分を含めて3年間はずっとこの医療費の伸びの傾向を宮城県全体として捉えられてしまえば、納付金が高くなるという現在の仕組みです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 13番（広沢 真君） そうすると、インフルエンザはやらないでくれという話にもなるんですが、そうは言っていられないので、必要な医療が受けられるような体制を維持しつつ、しかし保険加入者の負担を少なくするということが今重要なのかなというふうに思っています。
- ゼロ、収入の関係で先ほどの税収のお話がありましたが、納付金との差額という点では、どうなるのでしょうか。年度途中ですが保険税の収入、国保税の収入が十分納付金の完納に値するものになり得るのかということの見通しを伺いたいと思うんですが。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。
- 税務課長（水上祐治君） 納付金に対しての国民健康保険税の割合とといいますか、当初示されている県のほうからの納付金に対する国民健康保険の金額としては、約6億6,000万円ぐらいあるんですけども、現状で見込みとして計算したところ、同じぐらいの税収は去年と同じ収納率で考えれば、確保できるのではないかと、税のほうとしてはそういう見込みではいるところなんです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 13番（広沢 真君） そうすると、納付金の計算で収納率の面から見ると、設定されているハードルは今のところクリアしているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。
- 税務課長（水上祐治君） 収納率で計算すれば、そういう形で確保はできるんですけども、ただ調定額が異常に減っている現状があります。それは、3方式に変えたことによる減少分が7,000万円ほどありまして、それプラス自然減少分として約4,000万円ほど現状で調定額が減っている状況でございます。それを勘案しても県から示された納付金に対する国民健康保険税は今のところ確保はできている状況でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 13番（広沢 真君） 資産割がなくなったことによって、7,000万円の減ということなんですが、そうすると資産割はこれからもないわけなので、昨年度と比べると7,000万円が減っているというのは、この後ずっと継続していくというふうに考えていいのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。
- 税務課長（水上祐治君） 資産割に関しましては、そのとおりだと思います。ただ、自然現象分についてはちょっと今後の加入者数、それから所得状況に応じて変動していきますので、そちらの分の減少分につきましては、ちょっと見込みとしてはこれから精査していかなければならない部分かと思います。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 13番（広沢 真君） 自然減の分で大きな要因というのは、亡くなる人とそれからほかの保険に行った人ということが主なんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。
- 税務課長（水上祐治君） 確かに被保険者数の減少というのはあると思います。被保険者数の減少というのは、今おっしゃったように自然に減っていく分、それからあと社会保険制度変わりますして、基準が下がりましたから、そちらの社会保険に加入される方々もいらっしゃると思いますので、そういった部分、それからあと軽減対象者が2%ほどふえておりますので、そういった方々の減少分も若干あるかと思います。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 13番（広沢 真君） 軽減対象者について、法定内の繰入でカバーはされるんですよね。そうすると、自然減の傾向というのは今後も続いていくのか、あるいは横ばいなのか、それとももっとふえていくのかということについては、どう見ているのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。
- 税務課長（水上祐治君） ここ二、三年の傾向を見ますと、やはり3,000万円、4,000万円ぐら

いの金額が毎年調定として減少している状況ですので、ここ数年このような状況が、金額の差はあるとは思いますが、調定の減少傾向というのは続いていくと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

補足を、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 先ほど自然減の国保の加入者、一番社会保険に移行している方もいるんですが、大きいのは後期高齢者の加入が非常に大きく占めていて、今後団塊の世代が後期高齢に入っていくときには、今の1.5倍ぐらいの人数がそこでしばらく続きますので、非常に大きな人数になると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） その意味では、後期高齢者に今から行く人たちのほうが担税能力が高いので、その部分も含めれば税収という点では少しダメージがあるのかなと思っているんですが、そうなった場合、これからの県に納める納付金との関係も非常に気になるところなんですが、制度が始まる前から話題にはなっているんですが、導入しようとしているところ、これから考えようとしているところ、さまざまな全国の自治体がありますが、宮城県内というか、宮城県で統一保険税のほうに向かっていくような議論というのは、何か始まっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 宮城県のほうでは、税の統一ということにはまだなっておりません。先月末に県の主幹課長の連携会議のほうがあったんですけども、他県の九州地方の例を出しまして、そちらのほうは今後10年スパンだったと思うんですけども、今後の見通しを出して、税の統一するところまでのこういったシミュレーションをしているというご紹介がありました。宮城県もそういうシミュレーションを次年度、今計画のほうは30年から32年までの3カ年計画のうちに、最終年度には示してどういう方向で宮城県はいくかという議論にしたいということだけはお話はいただきました。具体的ではございませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 連携会議というのはどれぐらいの頻度で開かれるものなのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今年度は連携会議のほうは3回予定されておまして、2回が終わっています。3回目が今度2月ですね。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） 来年の納付金額、あるいは保険料率というか、はいつごろに示されるん

でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 先日の連携会議でお話があったのは、国からの確定のケースが出されるのが、12月下旬というお話をいただいています。昨年度と全く同じ進みぐあいかなと町のほうでは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、国保会計の予算編成については、見込みでやっているということになるんですね。その際に、先ほどの税務課長の答弁にもあったとおりのお話がありましたが、去年の12月会議での町長の言われたとりあえず3年間は上げないというふうなお話もありましたが、それは来年度も引き続きということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） 制度改正による負担増の部分につきましては、基金を投入してというようなことだったかと思うんですけども、その自然減の部分に関しての減少する部分、この部分に関して、どのように対応するかというのは、31年度につきましては税率はそのまま据え置きたいという考えではおるんですけども、3年目の32年度、この部分について自然減少、ことし、来年の自然減少分がもし基金投入で賄うのがきついということになれば、その部分はちょっと今後慎重に考えていかなければならないかなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 微妙なことなんですが、根本的には国保に対する国庫負担分がふえないと抜本的な解決にならないというふうには思うんですが、できる限り軽減をしていく必要があるというのは、ほかの被用者保険に比べても収入に占める割合が圧倒的に高いのが国保になっていまして、しかもその国保の制度的な構造が高齢者と低所得者層に集中しているということがあります。その部分で、できる限り努力をしてもらうのと同時に、ただ県一本化になって、町独自の努力というのは非常にしづらくなっています。その部分も含めて、何か考えられないかということで、ちょっと知恵を使ってみたんですが、現状で今年度から資産割がなくなっていますので、国保税の構成は所得割と均等割、平等割というふうになっています。その中で特に私が感じたのは、均等割の部分です。均等割というのは、国保の加入世帯の中にいる人数に対して課税される部分ですが、これは前から指摘されていますが、根本の性質として戦前にあった人頭税のものの考え方が根本にあるということで、そもそも担税能力のない人に対しても課税がされるというようなことで、非常に負担が重いということが言われていたんですね。

これは前にも触れたと思いますが、国保加入世帯で新しくお子さんが1人生まれると、その赤ちゃんも課税の対象になるということで、実際負担するのは親御さんであっても、赤ちゃんが1人ふえることによって税金がふえるという仕組みになっています。その部分が国保税の中でも際立って、負担が重いのは全てに対してそうなのですが、負担が重くなる部分の1つになっているということです。その部分で均等割について考えを改める自治体というのが最近少し出てきています。当然、担税能力がないお子さんですから、新しく子どもが生まれると税金がふえる、そのことを考えて子どもを産むかどうかを判断する親御さんというのはいないと思いますし、新しく子どもが生まれるから税収がふえるというふうに考える自治体もないとは思いますが、ただこの部分に手を入れれば少しでも負担が軽くなるのではないかとこのように思います。

私が探したところでいうと、埼玉県のみどり野市というところで今年度から第3子以降について国保加入世帯の第3子以降については、均等割を免除するというような制度をとってきたところがありますが、その部分のお考えについて、ちょっと政策的な対応になるので、町長にお考えを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず医療費に対して、国保で今現在も3つの割合でもってしても、7,000万円投入しないと、安心して国保納入者が国保に信頼を置けないというような状態がございます。それに均等割をなくすと、均等割ですよ、均等割をなくすということはそれだけ収入が実は減ってきますね。その分を補えるだけの税を誰かが負担しなければならないということになります。ですから、やっぱり国保が安定的に運営するというのは、料金が上がったり、下がったり、しょっちゅう乱高下したり、それから国保の料金が急激に大幅に上がると、そういうことを防いでいかなければならないというふうに思っております。医療費がだんだん伸びることは間違いないと、それに均等割で収入が減れば、その分、均等割をなくすことに収入減れば、それを賄えるだけの資金が果たして確保できるか、ここにあるのではないかなというふうに思っております。下げれば、国からその分補填でもしてくれるのであれば、考えられるのですが、今の町の段階で均等割をなくしてその分基金でずっと補っていくというのは、ちょっと無理かなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 均等割を全てなくすと言っているわけではなくて、要するに新しく生まれるお子さんに対して、新しく生まれるお子さん全てを課税するべきではないというふうに、

そこまで今現時点では言えないと思うので、例えば国保加入世帯で、他市の世帯に対して先ほどお話ししたような例でいうと、ふじみ野市でいうと、第3子以降は均等割を課税しないということなども含めて考えられないかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ふじみ野市ですね、どのぐらいの人口規模でどのぐらいの財政力指数があるかちょっとわかりませんが、というのが1つございますので、柴田町と比べられるような財政構造であれば制度上ですよ、こういうことが可能であれば検討に値するわけですね。ただ、宮城県全体で動いておりますので、果たして柴田町だけでそういうことをやれるのかと、そういうことも考えていかなければならないというふうに思っております。初めての提案でございますので、ふじみ野市の財政状況とか、ちょっと勉強させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 補足を。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 補足ではなく、追加という表現で、町長の補足はできませんので。すみません。今ふじみ野市の第3子以降の話も出されたんですけれども、低所得者に対して柴田町、非常に低所得者の割合が多いということで、基盤安定という予算、お金も来ていますので、そちらとの関係もありまして、第3子以降であればとか、両方に合致する方もいらっしゃるかなというふうに思いますので、国の子どもの均等割とか含めまして軽減に当たっては調査研究がもう少し必要かなというふうに、一律に決められるものではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今すぐやれという話でもなく、研究が必要だというのは私もそう思いますので、ぜひとも研究をしていただければなというふうに思います。ただ、今の国保の加入者の状況から見て、子育て世代の人たちがどれぐらい加入しているかというのも見る必要があると思いますし、割合的には残念ながらそんなに多くないのではないかなというふうに思います。その辺も加味していただいて、ぜひ研究していただければなというふうに思います。

じゃあ、今度大綱2問目に移りたいと思います。

先ほどの教育長のご答弁で、今回の部活動の制限について、非常に好意的に受けとめられているのと、それから以前から仙南の中では努力をされてきているというふうなお話も伺って、その点で今回の部活動の制限がいい方向にいくのであればなというふうに思います。ただ、その点で時間が減ったんだからお金も減らしたらいいんじゃないのかということについては、非

常にじくじたる思いがありまして、県議会でも相当議論になったようですが、実際に声を上げるかどうかは別として、先生方が思っているのは恐らく実質努力や苦労は変わらずにお金だけ減らされるというような思いがあるのでないかなというふうに想像に余りあるものがあるというふうに思います。

問題は、小中学校の先生たちが実際に生きがいを持って仕事を続けられる、多くの場合、学校の先生、子どもたちにかかわってともに成長したいと思ってその職業を選んでおられる方々だというふうに思いますし、私がかかわりのある先生たちも皆さんそういう熱意を持って仕事を選んでこられた方だというふうに私は思っているところです。ただ、その先生方の話の中にも事あるごとに出てくるのは、毎日の授業の準備をする時間が足りない、そこが最大の悩みだというふうに思っている、だというふうに言っておられる先生が、私実際に語り合った先生の中で何人かおられたんですが、実際に1時間の授業を準備するのに必要な時間というのはどれぐらいだというふうに考えられているのでしょうか、教育長。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 私の経験で振り返ってみますと、1時間の授業をつくるのに、1時間50分でございますかね。50分をどのように子どもたちに指導工夫していくかということを考えるのには、少なくとも3倍以上の時間は必要としました。私の場合です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 熱心な先生というのはそうなるんですね。本来、子どもたちの例えば小学校の先生であれば担任のクラスの子どもたちの一人一人の顔を思い浮かべながら授業を準備されるというふうに思いますが、そういうゆとりというか、余裕を持った時間をとれるかどうかというのが必要だというふうに思うんですが、そもそも教材研究、授業準備というのは勤務時間の中でやるものではないかなというふうに思うんですが、それについてはどのように考えられているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 私もそのように思います。ただ、子どもたちの顔を思い浮かべたりしますと、勤務時間終わった後も、より子どもたちに食いつかせる工夫したいなという思いにかられまして、ついつい時間を割いてしまう。ただ、時間を割いた分だけ、準備した授業で子どもたちの笑顔や、いい反応を捉えたときには、それまでの苦労が非常に吹き飛んでしまうというか、そういったようなやりがいというものが感じたものだと振り返っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） もちろんそうだというふうに思います。ただ、持ち帰り前提ではないですよ、基本は。そこがあってとりあえず勤務時間の中に十分な授業準備、教材研究の時間があつた上で、さらにもっといろいろやりたいから持ち帰ってやるというのは、その先生の裁量あるいはその先生の熱意だと思うんですが、その前提が果たして今現在保たれているかどうか、1時間当たり教育長は熱心な先生で3時間というふうに言われていましたが、文部科学省でいうと1時間の授業当たりの準備時間は1時間と見積もっていますよね。その最低限の時間だと思うんですが、それが現状で物理的に勤務時間内に保証されているかどうかの現状、それぞれの学校や地域によってもまた変わってくるというふうに思うんですが、町内の小中学校では今現状としてはどうなっているというふうにつかんでおられるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 具体的な数値では申し上げることはできませんけれども、今回の見直しによりまして、例えば朝の練習というのを原則禁止とするというふうになったことによって、朝の練習というのを現在町内の中学校では7時半から、そうすると教職員は少なくとも30分前には学校に到着するように、7時からということで勤務がスタート、これまではしていました。その部分がやっぱりなくなったということで、各学校の声を吸い上げてみますと、その分大分楽になった。また、家庭のほうの声なんかも聞こえてきまして、子どもたちとの朝食をしながらのお話し合いができるようになったんだというような声も届いていることを聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） その部分で言えば今回の制度というか、部活動の生徒がよりいい方向に向いている部分が出ているなというふうに思うんですが、そのほかに例えば部活動の活動時間規制のほかに、地域の行事に出なくてはならないとか、それからPTAの行事があるとかいうような時間の勤務というのは実態として今どんな感じなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） なかなかそのところの時間の把握というのは、難しいのでございますけれども、教育委員会で各学校からの勤務時間調査というのも始めておりますけれども、それ見ますと大分帰りの時間帯も先生方意識されて、極端に遅い帰りの、セコムのセットされた時間で見えていますけれども、その時間が遅くなったという例は大分減ってきているなということで、勤務時間を超えてのやらなければならない仕事というのも減ってきているのかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 持ち帰る仕事というのは、なかなか把握しづらい部分はあると思うんです、それぞれの先生たちによっても抱えている仕事の量や質が違うと思いますので、その部分については把握の努力というか、実際にどういうふう把握するのかというふう聞かれると、私もちょっと悩むんですが、実際にはそんな部分についてどういうふう捉えておられるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 現在は、各学校長が先生方と1学期に1回くらい、お話し合いを持つ時間というのを積極的にとっております。そういった中で職員との話をしていく中で、その授業づくりにかかる時間とか、あるいは家庭に持ち帰ってどれぐらい仕事しているのかというところを把握することは可能だと思いますけれども、なかなかそのことで実態をこれだけつかんでいますよというような集約をしていくというのは、これまでは行っておりませんでした。ので、今後はそういったところも学校長たちに聞いていくということは必要なかなと感じております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） それによって例えば事細かな報告をする日誌みたいなものをつけるという、本末転倒になるので、そうならないようにしていただければならないというふうには思うんですが、そのほかに物理的要因として、例えば今教員免許更新制になっていますよね。そういう際のそれぞれの先生たちが更新をする際の努力の時間というか、当然それまでの経験上も積み重ねている先生ですから、更新する場合はですね。だから、一定部分の積み重ねはあるというふうには思うんですが、そういった場合の例えば努力や、あるいはその先生が更新のために抜けるなんていった場合の交代の体制なんていうのは、今どうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 免許更新制につきましては、ふだんの教員側から研修をその内容に宛てがったりというようなことで、県のほうもある意味で教職員の軽減化を図ってくれておりますので、先生方が免許更新のための勉強時間がないといったような声はまだ把握はしておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） そういうのも含めた外部研修というのは、実際に今先生たちというのは、どういう頻度でどういうものを受けておられるんでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。
- 教育長（船迫邦則君） この研修につきましては、年度当初に教育研修センターからこのような研修がありますよというのを各職員が自分で確認をして、この研修に出てみたいと、本人の意思を優先しておりますので、学校長のほうからここに出なさいとかというような制度にはなっておりませんので、あくまでも自分で研修したいというような希望を持って研修に当たっているという実情でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 13番（広沢 真君） そうすると、例えば初任者研修制度のような義務づけられた研修が一定の時間数を割り当てられているわけではないというふうに考えていいんですね。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。
- 教育長（船迫邦則君） 初任者研修制度で研修しなければならない時間というのは決められております。ただ、その時間もある意味で過度にならないようにというような配慮を県教育委員会のほうではしているということです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 13番（広沢 真君） なかなか努力はされているという中で、ただ同時にじくじたる思いを抱えている先生がいるというのは、私の中ではあったんですが、その部分でいうと一定のベテランの先生がいて私が若いころ、要するにその先生が新任として入ってきたころには、悩んだときに周りの先生に相談をする、一緒に授業研究なんかをしてくれる、そういう先輩たちが周りにいて、そういう時間もあったというふうなことだったんですが、今はどうなんでしょうか、そのあたりは。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。
- 教育長（船迫邦則君） 今も若い先生方が、ある意味で経験のある先生方に相談したりというような体制づくりは、各学校でしております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 13番（広沢 真君） そういう点で今の先生たちの勤務条件が物理的に余裕を持って、そして子どもたちに向き合う時間がふえてくれることについて、非常に向かってくれればいいなというふうに思わざるを得ないんですが、その点で多くの人が言っているのは、まず教員の定員をふやすということが必要ではないかというふうに言われています。その部分で一人一人の先生にかかる負担、あるいはその先生が何らかの理由で休まなければならないときに、代替なんかを気軽にとは言いませんが、いろんな心配をせずに頼める代替、代理が頼めるような体制とい

うのが必要だというふうに思うんですが、そのあたりについて、教育長の個人的な考えにもなるかもしれませんが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） ある意味で必要があれば、年休を使って自分のしなければならない個人的な要件等に向かうことができるというような体制は、どの学校もとっておりまして、校長のほうからそういった年休の活用についてのある意味で課題点なりというのは、まだ今のところは把握しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） そういう点で、実際の先生たちが細かくどういうふうに感じているかというのは、そこまで細かく私も話したことはないのですが、ただ柴田町で先生をやっている方が感想的に言っていたのは、非常に助かったのは、再任用の先生たちを加配で加えてもらって、例えば特別支援学級の先生として入ってくれたことは物すごく助かったと。そういう人員配置があると、余裕を持ってそのほかの子どもたちにも迎える時間ができてくるというのは、実感として思ったということを私も直接聞いたんですけれども、そういう点でやっぱり一人一人の先生の負担を減らすためにも人員をふやすというのが必要で、今再任用できておられる先生たちも結構おられると思いますが、来年度以降はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 今お話になったのは、特別支援学級支援員さんかと思います。特別学級の支援員さんについては、柴田町では9校ございますので、1つの学校に2人というようなことで、人員を今、年次に応じて1名ずつふやしているところでございます。18名に達した段階でその段階での子どもたちの様子等を学校から聞き取りして、さらに必要かどうかということもそういった段階で考えなければいけないかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） それから、今年度から柴田小学校に町費で雇用した先生が入っておりますが、その先生の今年度の様子というのは、今いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 彼はことし教員採用試験に挑戦しまして、めでたく次年度は本務教員として勤務できるということになりました。ふだん彼の働きぶり見ていますと、私のところについ先週も届きものがありました。何かといいますと、学級だより、学級だよりを無理のない形で作成して、子どもたちとのつながり、保護者とのつながりをうまくとっているなというこ

とも感じております。また、3年生を現在担当しているのでございますけれども、3年生での百人一首、これをみんなで覚えるんだということを目指して、先週あたりの段階で全員が百人一首を覚えたというような報告も彼から聞いたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 宮城県の教員採用試験に受かれたということは、来年度は柴田小から異動されるということなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 人員の配置につきましては、人事異動で県の教育委員会が権限を持って行っておりますので、ルールにのっとって動いていかなければいけないと。ただ、現場からの思いを伝えるということも可能でございますので、今お伝えしました働きぶりでございますので、ぜひとも町のお金で育てた人材ですので、この町で教員生活スタートできるようにという思いは伝えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、最後はそこに行き着くんですが、その前にちょっと前段がありまして、実は我々町長と村長が直接県の知事、それから副知事に要望する機会がございます。知事とは陳情で30分で終わるんですが、その後は副知事以下と幹部職員との意見交換会がありまして、懇談会があるわけですね。そのとき発言させていただいたのは、隣の大河原小学校が学力でいつでも一番だと、あらゆる場面で一番だと言われているものですから、負けてはいられないということで、大河原の教育の内容と柴田町の教育内容で違うところはどこか調べたら、大河原は少人数学級やっているということですね。それから、学力テストを2回やっているということ、それから指導主事を仰いでいるということが柴田町の教育環境と違っていたということだったので、仙台市を除くその他の地域が全国で学力テストワースト1ということだったので、そろそろ高橋教育長に分析だけしているのではなくて、具体的にマンパワーをふやしていくべきではないかと、そのときに県のお金だけ当てにするわけにはいかないんで、柴田町は少人数学級、学力テスト、指導主事派遣、これ全てお金がかかるものですから、全て町でやることはできませんので、県民であり、町民である子どもたちでございますので、半分県からもらうようにと、お願いしますという申し立てをさせていただきました。そして、今月中に直接高橋教育長のほうに申し入れをしようというふうに思っております。

そのときに、もしやらなければ、やるという前向きな発言がなければ、せめて柴田小学校にいる今回県の教職員に受かった彼を残してもらいたいというふうにお願いしました。表向きは

よしとは言いませんが、交換条件で半分国から寄こさない以上は、改めて高橋教育長に柴田町で育てた彼を県の職員として今度は残してもらいたいというふうに思いますし、教育長には新たな柴田町の職員ですね、雇ってもらいたいと、県の試験にまだ受かっていない、でも優秀な方を柴田町が育てる機関になるということでもいいのではないかなというふうに思っています。残るように、正式なルートと別なルートを使って、彼を残すように努力をさせていただきたいということは、回り回っての話でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 裏話聞かせてもらってありがとうございます。その意味で評価が高い先生を残してもらうということは非常に重要です。今、町長の発言にあったとおり、少人数学級を実現するためには、そのために先生をふやさなくちゃならないですね。その部分も含めて、少人数学級で先生がふえればやっぱり一人一人に対する先生の負担も減るということもあると思うし、子どもたちにとってはよりきめ細かな指導が受けられるということですが、それをぜひ実現してほしいなというふうに思いますし、町長がそういう交渉の場についておられるのであれば、ぜひもっと頑張ってください、今柴田小学校にいる先生とともに、少人数学級実現のための先生を引っ張ってきていただくということも含めて、ぜひ頑張ってくださいということを最後に申し述べまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） これにて、13番広沢真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時50分再開といたします。

午後2時35分 休 憩

午後2時50分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔4番 平間幸弘君 登壇〕

○4番（平間幸弘君） 4番平間幸弘です。大綱2問質問させていただきます。

大綱1問目、「歩く」事業は各課横断的な考えのもと推進を図るべきでは。

本町には、「歩く」をテーマにした里山ハイキング事業やフットパス事業、そのほかに健康100日チャレンジ事業があります。

これらの事業は、健康を意識するとともに、観光施策として取り組んでいる事業と捉えています。歩くことは、さまざまな病気の予防につながり、町が推進するインバウンド政策にも効果が得られ、一石二鳥の取り組みではないでしょうか。

里山ハイキングについては、農政課と生涯学習センターが連携しています。フットパス事業については、まちづくり政策課がしばたの未来株式会社と連携をしています。今年度は健康推進課が、健康100日チャレンジで、1日8,000歩を目標に推進していました。また、スポーツ振興課では「ウォーキングをしましょう」と、ウォーキングコースの紹介をしています。

ただ、残念なことに、これらの事業には各課の横断的な連携が感じられません。同じテーマであれば、各課の協力や情報交換があってしかるべきではないでしょうか。そうすることが住民サービスの向上や、インバウンドなどの観光施策にもつながってくると思います。

そこで、町の見解を伺います。

大綱2問目、**町道富沢16号線の早期完成を。**

平成22年からスタートした町道富沢16号線道路改良工事については「いつ完成するのか」と、地域住民と利用者が首を長くして待っているところです。

さて、この町道富沢16号線は、以前から交通量が多く、朝夕、待避所を使いながら交互通行をしています。柴田町内はもとより、亘理方面から仙台方面への通勤用の道路としては、信号もないことから、利用がふえているようです。特に朝の通勤時は、通勤時間の制約からか、待避所を無視して通行する方もおり、地元住民として危険を感じることも多々あります。

また、以前この道路を通学路としていた富上地区の小学生においても、危険なことから、上川名を経由した通学路に変更を余儀なくされました。

このように、当初は平成30年度完成予定だった道路が、毎年、完成時期が延長され「いつ完成するのか」と、住民の行政への信頼感の低下につながりかねない状況にきています。

県からの補助金の状況にもよりますが、早期完成を願い、町の見解を伺います。

1) 完成の予定は。

2) 完成が遅れるのであれば、退避所だけでなく交通の妨げにならないよう未舗装部分へ砂利を搬入し、ならすなどの対応を。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員、大綱2点ございました。

まず、歩くということでございます。町では歩いて楽しいまちづくりを掲げ、その環境づくりに取り組んでおります。農政課が担当している里山ハイキングについては、低山を含む里山を歩くコースが町内に6カ所あり、生涯学習課がコースを歩く事業を実施しています。まちづくり政策課が担当しているフットパスは、森林や田園、古い町並みなど地域のありのままの景観を楽しむもので、町内に15のコースが用意されており、歩くイベントも行なっております。そのほか、船岡城址公園内のコースを紹介した「ちょこっと、しばたび。」や、スポーツ振興課が作成した健康増進のための身近なウォーキングコースなど、個人の趣味や目的、体力に合わせて選択し利用できる多様なコースが用意されております。また、町内には仲間と一緒に歩くことが楽しむためのサークルも多くあります。さらに健康推進課では、健康づくりポイント事業の中で1日8,000歩を100日間継続し、記録するウォーキングチャレンジを実施しております。

各部署の連携については、森淑子議員と佐々木裕子議員の質問にお答えした内容のとおり、これまでも庁議等において情報等を共有し、各課が連携を図りながら関係機関とともに事業を推進してきました。今後さらに連携を強化するための取り組みとして、「（仮称）歩くまちしばた」をテーマに、歩くことに関する各課との横断的な連携体制の整備に向けて、今年度から検討してまいります。

富沢16号線の早期完成、2点ございました。1点目、完成の予定です。平成29年9月会議で「完成はいつか」とご質問をいただいておりますが、町道富沢16号線道路改良事業は、国の社会資本整備総合交付金を活用し、総事業費9億8,000万円、補助率55%で平成22年度から事業に着手し、平成30年度の完成を目指し工事を進めてまいりました。しかし、年々要望額に対し交付金額が縮小傾向となっており、平成30年度の交付金の配分率においても、要望額に対し41%と依然として低い状況のままです。

現在の進捗率は、平成30年度末で事業計画上は全体事業費の81%となる見込みです。しかし、相当おくれておりますことから、改めて事業期間や全体事業費の見直しなどを行い、計画変更に向け、宮城県を通じて国と協議を引き続き行ってまいります。

こうしたことから、完成の時期につきましては、交付金の配分率や町の財政状況に大きく左右されるため、現段階では明確に申し上げられませんが、早期の完成が図られるよう交付金の適正な配分など宮城県や国に強く要望してまいります。

2点目、待避所だけでなく未舗装の部分への砂利の搬入でございます。

町道富沢16号線道路改良を行っている富沢字大仏前から槻木五間堀川までの1,800メートル

の区間につきましては、通行車両が安全に走行できるよう、待避所を10カ所設けております。しかし、通行車両が非常に多いことや延長が長いことから、待避所以外の場所で待避することにより路肩部が掘れ、水たまりができる状況となっており、通行に支障を来していることは確認しております。

町では、その都度、町直営や工事受注者で待避所のほか、待避所以外の区間についても一部碎石による敷きならし、転圧や整地等の補修を実施していますが、現段階では未舗装部分全区間への碎石敷きならしなどはあまりにも面積が膨大となることなどから、難しい状況でありますことをご理解願います。今後は、待避所の数をふやすなど、車両が安全に通行できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 今後歩くまちしばたということで、今年度から各課連携を取り組んでいくということで、3人目にもかかわらず丁寧にご答弁いただきましたことに感謝をいたします。

歩く、各課連携ということで、ホームページでちょっと気になったのがあったんです。柴田町のホームページでウォーキングと入れて検索しますと、何点か出てきますね、5点ほど、ウォーキングをしましょう、その後介護予防、それから平成29年度町長の部屋、平成19年度の議会会議録、それから平成28年度の町長の部屋というふうに出てきます。ウォーキングのところをクリックしますと、一番最初にウォーキングサークルの紹介があって、これは健康推進課に問い合わせてくださいと、下にウォーキングコースがありまして、スポーツ振興課にということでございます。ただ、このページに関する問い合わせはスポーツ振興課というふうになっているんですね。ウォーキングサークルの紹介の下にあります、ウォーキングサークルについては柴田町健康推進課保健班へご連絡くださいとあるんですが、どうしても行飛ばして見てしまうんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この辺のページのつくりに関してはどう思っていますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） ホームページのつくり方に関しては、もともとあったウォーキングコースのところに、健康推進課のウォーキングサークルのことを入れさせていただいたときに健康推進課の載せ方が非常にわかりにくい載せ方だったなというふうに反省していて、直したいと思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番(平間幸弘君) それでは、そのウオーキングコース、柴田町ウオーキングサークルチラシ、クリックしていただいたことはありますでしょうか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長(佐藤浩美君) チラシのほうはこちらで掲載したものなので、見ております。

○議長(高橋たい子君) 再質問どうぞ。

○4番(平間幸弘君) ウオーキングサークルのチラシ、これでございますね。2番、3番に集合場所船迫学習センタ、3番に元気サークル槻木生涯学習センタと、棒がないんですがね。ごらんになっていますでしょうか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めたいんですが。健康推進課長。

○健康推進課長(佐藤浩美君) すみません、原案のところだけで実際よく今ホームページをつぶさに見たかと言われると、書いてあるなということぐらいの認識で大変申しわけございません。

○議長(高橋たい子君) 再質問どうぞ。

○4番(平間幸弘君) 担当課も余りよく見ていないということで、これはいかがなものかなというふうに思いますので、後でごらんになって確認していただいて、直すなり修正なりというふうに対応していただければなと思います。

その下のウオーキングコース、3コース紹介してあります。スマートフォン等で画像を見る分には何ら問題ないんですけれども、印刷すると、妙に解像度が低くて読めないんです、字が。この解像度はどういうふうな形で、もちろん容量の問題があると思うんですけれども、もう少し解像度の高いものを入れてもいいのかなというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長(石上幸弘君) 確かに画面上ではきれいに見えます、船岡コース、船迫コース、槻木コースと。実際印刷すると、かなり道がゆらゆらになっているのは事実ですので、少し解像度を上げるようなことで、ちょっとまちづくり政策課と打ち合わせしながら、解像度のいいものが印刷できるかどうか調べたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋たい子君) 再質問どうぞ。

○4番(平間幸弘君) 重箱の隅をつつくようで大変申しわけないんですけれども、この3コースのイラスト、実際ごらんになったことはありますでしょうか、皆さん。執行部の方々は。

○議長(高橋たい子君) 執行部の方々という質問ですが、どうしましょう。代表して、スポー

ツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 確かにコースは見ましたけれども、イラスト等はつぶさに見たかというのと、見ていないのが事実です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） かなり昔テレビで見ましたまんが日本昔ばなしに出てくるようなちょうど丸っこい山のイラストが入って、かわいらしいイラストなんですね。ただ、そこにある程度目標対象物は文字で示されているんですが、道路らしい道路が余りないということで、これをどうやって歩けというふうな感覚になるんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 確かにイラストみたく書いてあって、接続道だとか、目標物がかなり簡素に書いてあって、歩いたものについてはよくわかるんですけども、果たして初めて見た人たちについて、うまく歩けるかというのと、少し不安なところがございますので、直していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） ホームページ、それから各担当ページ等々あると思うんです。柴田町のホームページになっていきますけれども、これもウォーキングも関連するんでしょうけれども、最終的にやっぱりホームページを管理するところもチェックをするという意味では、各課連携というのは1つ大事なのかなというふうに思うところであります。

歩くことに対して各課連携というのは、初日からですけども、平間奈緒美議員、それから森淑子議員、それから佐々木裕子議員といきましたけれども、やっぱり歩くまちというか、歩くことによって最終的には1人当たりの医療費の削減に、抑制につながればいいのかなど。やっぱりこれは町民の皆さんに歩くことに親しんでもらって、そこから一步一步というふうな形なのかなというふうに思うところであります。ぜひこれからも各課連携してやっていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

富沢16号線なんですけど、平成30年度の完成を目指して工事を進めておりますということで、9月に答弁いただいております。今未舗装の部分ですね、この辺に関してもきのう、おとといあたり今週になってから大分整地していただいているなというふうなところで思っております。去年の9月の話で大変申しわけないんですけども、電力柱、それからNTT柱、29年度から移設が始まるということで、1本くらい動いたんでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 道路の進捗が動かすに値するまで行っていないという判断を電力、NTTからされまして、それも延びているという状況です。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 4番（平間幸弘君） 移設するに値するくらいまでにあとどのくらい時間というか、要するかというところなんですけれども。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 町長答弁でも申し上げましたが、正直要望額に対して41%ですね。今国交省の中でも重点事項といわゆるそうでない部分というのが大きく分かれるんですね。重点事項というの何かというと、例えば緊急性を要するものということで橋梁の補修ですとか、あるいは傷んだ道路の補修、町のほうでは一層なので該当になりませんが、そういったものが重点事項というので、高く、いわゆる要望額に対して50%以上の率でもって交付される、それ以外のものについては通常は30という説明があったんですね。ただ、富沢についてはまだ41%なので、まだいいほうなのですが、電柱動くまでにとということですが、正直残工事がかなり残っています。今側溝入れなんか、富沢の大仏前から入間田44号線、中井のところまで側溝入ってくるんですが、上川名側じゃなくて反対側ですね、に入ってくるんですが、その側溝が入りましたら、いよいよ電柱については動くという段取りができると思っています。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 4番（平間幸弘君） 先ほど町長の答弁で、30年度で81%と言ったんでしたか、進捗率、去年の9月の時点で75%という感じなので、6%今度進んだのかなというふうに思います。
- もう一つ、低地排水のボックスカルバートに関してはいつごろになるのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 左岸低地排水については、側溝整備が五間堀まで来たら低地配水にかかろうと思っていました。実はこの左岸低地排水のボックスが今構造物としては一番大きな構造物ということになるんですね。ので、1回かかったらいわゆる事業費がつかなかったら、やれないということ、必然的になっていきます。ただ、そのためにも町の要望額を41%、40%しかつかないということは、それこそ7,000万円、8,000万円の工事をするためには多分1回目の概算要求では3億とか、そういうオーダーでもってどんどん要望していかななくてはならないんですね。ただ、町の財政状況とも大きくかかわってきますけれども、そのときにはどんと大きく、終わるくらいの事業費は要求、当然していくんですが、財政状況が許せばとにかく

3年、4年、せめて4年くらいでは何とかしたいなと思っています。ただ、宮城県の復興期間が平成32年までなんです。ということは、内陸部に対する交付額がどのくらいあるかというのが、32年度まで恐らくこういったベースで動くんじゃないかと危惧しています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） なかなかその交付額が割合が低いということで、大変なのかなというふうに思います。もちろん帰りましたら、ただやっぱり多分地元の方々からの声も町長も聞いていると思うんですけども、いつできるんでしょうねという話は多分伺っているんじゃないかなというふうに思います。31年度とも32年度とも、33年度とも言いづらいんでしょうけれども、これから進めていく上で、例えば先ほど町長も言われましたし、今道路のへこんでいるところ未舗装部分ですね、砂利の敷きならし等々していただいております。砂利の敷きならしをしていただいて、確かにでこぼこがなくなって走りやすい状況になっているんですけども、その砂利がほ場のほうに飛んで入っているという話も聞くんですが、その辺の連絡なりクレームは町のほうに来ていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 一部ではそういった話も確かに伺って、請け負った業者さんの方にちょっと重機にいわゆるすくうような機械、アタッチメントを変えて、やってはいるんですが、飛ばない工夫も当然乳材等まいて、一度固めてとかということをやっているんですが、あるいはセメントをまいて固めるという手段もとっているんですが、うまいこと、何せ暫定なものですから、うまいこといかないというか、長期間もたないというのが現状です。ちょっと工夫させてください。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） その辺は工夫していただいて、ぜひ歩きやすい道路にしていいただければなというふうに思います。待避所、1,800メートルに10カ所あるんです。ただ、待避所、せっかく私も言って看板斜めになっているのも直してもらったり、裏返しているの表に向けてもらったりということで、さらに未舗装部分の転圧なりかけてもらったりということがありますが、それでもやっぱり未舗装部分に退避できるという考えのもとからか、舗装されているほうをスピードを落とさずに走ってくるドライバーさんもいるという状況なので、何とか早く1メートル、1.5メートルくらいかな、でもいいので、もう少し転圧を強くかけてもらうかの措置をしていただければなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 待避所については、大変ご迷惑をかけていますけれども、年に実は3回くらい、4月の田植えの時期、それから7月の中旬、実は予定、幸弘議員から一般質問をもらう前に3日、4日ですね、月火でやるというのが最初から予定していたんですが、たまたま一般質問をいただいてしまったものですから、ちょっと困っていたんですが、待避所確かにそういう状況になっているというのは十分把握しているの、今後対応してまいります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 本会議でもありました入間田あたりで道路がへこんでという話もあったので、その辺は待避所にかかわらず、町の管理として走りやすい道路を維持していただけるように要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて4番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋たい子君） お諮りいたします。日程第3、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において、全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午後3時17分 休 憩

午後3時23分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第3、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員佐藤良吉氏が平成31年3月31日付をもって任期満了となることから、新たに高橋正人氏を人権擁護委員に推薦したく、議会の意見を求めるものです。

高橋氏は、平成3年3月まで金融機関に勤務され、長年にわたり職場の発展に力を注がれてきました。定年退職後は、専門僧堂で修行し、円龍寺住職に就任されております。また、柴田町民生委員・児童委員として住民のさまざまな相談に応じ、地域福祉推進の中心的な役割として現在ご活躍をされております。

つきましては、これまでの経験で得た知見をもって、人権思想の普及高揚に努めていただける高橋正人氏を新たに人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時26分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月5日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 4番 平 間 幸 弘

署名議員 5番 桜 場 政 行